



平成 2 0 年 第 1 回
豊 頃 町 議 会 定 例 会 会 議 録



自 平成 2 0 年 3 月 5 日

至 平成 2 0 年 3 月 1 2 日

豊 頃 町 議 会

平成20年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成20年 3月 5日（水曜日）

◎議事日程

| | | |
|-------|----------|------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 委員会報告第1号 | 議会運営委員会所掌事務調査結果報告 |
| 日程第 4 | 議案第9号 | 平成19年度豊頃町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 5 | 議案第10号 | 平成19年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 6 | 議案第11号 | 平成19年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第 7 | 議案第12号 | 平成19年度豊頃町老人保健特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第13号 | 平成19年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第14号 | 平成19年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第15号 | 平成19年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | | 平成20年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明 |
| 日程第12 | 議案第16号 | 豊頃町課設置条例の一部改正 |
| 日程第13 | 議案第17号 | 豊頃町行政改革推進委員会設置条例の一部改正 |
| 日程第14 | 議案第18号 | 豊頃町有バスの運行に関する条例の一部改正 |
| 日程第15 | 議案第19号 | 豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正 |
| 日程第16 | 議案第20号 | 豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正 |
| 日程第17 | 議案第21号 | 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正 |
| 日程第18 | 議案第22号 | 豊頃町行政財産使用料条例の一部改正 |
| 日程第19 | 議案第23号 | こどもプラザとよころ設置条例の制定 |
| 日程第20 | 議案第24号 | 豊頃町学童保育所条例の一部改正 |
| 日程第21 | 議案第25号 | 豊頃町乳幼児医療費給付条例の一部改正 |

| | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第22 | 議案第26号 | 豊頃町後期高齢者医療に関する条例の制定 |
| 日程第23 | 議案第27号 | 豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正 |
| 日程第24 | 議案第28号 | 豊頃町介護保険条例の一部改正。 |
| 日程第25 | 議案第29号 | 豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更 |
| 日程第26 | 同意案第1号 | 豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任 |
| 日程第27 | | 陳情の委員会付託 |
| 日程第28 | | 休会の議決 |

◎出席議員（9名）

| | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 藤田博規君 | 2番 | 松崎政利君 |
| 3番 | 菅谷誠君 | 4番 | 森一彦君 |
| 5番 | 大崎英樹君 | 6番 | 大谷友則君 |
| 7番 | 長谷川勝夫君 | 8番 | 津久井精一君 |
| 9番 | 小野木英毅君 | | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

| | |
|------------------|-------|
| 町長 | 宮口孝君 |
| 副町長 | 石田貢君 |
| 教育委員長 | 村中健吉君 |
| 教育長 | 菅原裕一君 |
| 農業委員会長 | 竹下昌徳君 |
| 代表監査委員 | 山口浩司君 |
| 総務課長 | 熊野幸雄君 |
| 会計管理者兼 出納税務課長 | 吉村進君 |
| 農委事務局長 | |
| 地域振興課長 | 和田宏樹君 |
| 住民課長 | 田中啓喜君 |
| 福祉課長 | 渡辺政博君 |
| 産業課長 | 金川正次君 |

施 設 課 長 石 塚 周 二 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長 友 重 誠 一 君

◎議会事務局職員

事 務 局 長 佐 藤 潤 君
庶 務 係 長 矢 野 利 治 君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成20年第1回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
佐藤事務局長。
- 佐藤事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。
次に、監査委員より、平成19年12月から平成20年2月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。
報告書は、それぞれお手元に配布のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。
以上です。
- 小野木議長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 第1回定例会の行政報告を申し上げます。
最初に森林組合の合併についてであります。
広域合併協議を進めていた十勝中央、池田、豊頃の3森林組合は、去る2月6日に十勝支庁長、関係5市町村長、道森林組合連合会長の立会のもと合併予備契約書に調印を行っております。
この合併は、基盤、財政力の脆弱な個々の森林組合から組織力、機能性の高い広域的な組織に再編するとともに、カラマツ加工施設の再編により、カラマツ資源の高付加価値化を目指すものとなっております。
今後、5月に開催される各森林組合の総会において合併についての議決が行われ、10月1日道内最大規模の「十勝広域森林組合」として発足される予定となっております。
なお、カラマツ加工再編工場の位置については未定であります。各森林組合の総会までには決定する意向のようであります。
「十勝広域森林組合」の本所の位置は芽室町としておりますが、工場の再編によっては、本所の位置についても再検討されることとなっております。
次に、民間が開設するグループホームについてであります。

民間が開設する「グループホーム」についてであります。丸信産業株式会社は、本年秋を目途に、「認知症対応型共同生活介護」（グループホーム）を、町内中央新町50番地の自社所有地に開設すべく計画中であります。

現在、基本設計を進めているところであり、事業内容は、1ユニット9人の認知症高齢者の入所を予定、木造平屋建、面積約300平方メートルで、介護保険法に伴う豊頃町の事業所指定を受けるため、既に事務レベルでの調整を行っております。

なお、4月に建築確認申請、6月に着工の予定であります。このことが本町の老人福祉の向上に寄与されることを期待しております。

以上であります。

●小野木議長 これにて行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の既定によって、2番松崎政利議員及び3番菅谷誠議員を指名します。

◎ 会期の決定

●小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、3月13日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

●小野木議長 日程第3 委員会報告第1号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第1号。

議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 平成20年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成20年2月29日。

3、調査の経過。

(1) 平成20年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成20年2月27日招集、告示のあった平成20年第1回豊頃町議会定例会の議

会運営に関する事項について、同月29日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 平成20年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月13日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

また、本会議において新年度予算審議が行われることに伴い議長から会議規則第55条の規定（質疑回数の制限）を適用しない旨を会議に諮るとともに、審議が2日目で終了した場合は、3日目を休会することとした。

イ、一般質問の通告期限は、3月5日午後5時とした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、平成19年第4回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町議会の運営基準に基づき所管の産業厚生常任委員会に付託すべきもの1件、議員配布にとどめるべきもの1件とした。

エ、豊頃町課設置条例の改正に伴う発議による豊頃町議会、委員会条例の一部改正にあたり改正内容等を調整した。

オ、同意案件第1号固定資産評価審議委員会委員の選任については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

カ、付託事件の審査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の3月5日に開催するよう日程を調整した。

以上。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は、報告済みとします。

◎ 議案第9号

●小野木議長 日程第4 議案第9号平成19年度豊頃町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第9号平成19年度豊頃町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,657万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,524万5,000円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳出からご説明申し上げます。

21ページをご覧ください。

1款議会費から25万1,000円を減額。

2款総務費から、1項総務管理費、3目財産管理費、積立金、財政調整基金利子等の積立金など、155万6,000円を追加。

4項選挙費、参議院議員選挙費、知事道議会議員選挙費を精査し202万6,000

0円減額するなど、合わせて564万3,000円減額。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金、3,603万7,000円を追加。

4目老人福祉費、介護保険特別会計繰出金として、672万9,000円減額。

6目老人医療費、老人保健特別会計繰出金707万7,000円減額。

2項児童福祉費、1目保育所費、代替保育補助員などの賃金、280万円減額するなど、合わせて1,655万8,000円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健指導費、巡回ドックなどの委託料、234万9,000円を減額。医療施設特別会計137万円追加。

5目清掃費、くりりんセンター負担金など、235万3,000円を減額。

2項簡易水道費、簡易水道特別会計繰出金6,691万6,000円を追加するなど、合わせて6,303万7,000円を追加。

5款農林水産業費から、1項農業費、2目農業総務費、農業経営基盤強化資金利子補給などの補助金、102万1,000円減額。

3項林業費、2目林道整備費、森林管理道安骨線開設工事請負費を精査し、118万5,000円を減額するなど、合わせて514万6,000円減額。

6款商工費から64万2,000円減額。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目除雪費、除排雪委託料1,000万円を追加。

6項公共下水道費、公共下水道特別会計繰出金131万9,000円減額するなど、合わせて810万3,000円を追加するものであります。

8款消防費から1目消防費、東十勝消防事務組合負担金、169万1,000円減額。

2目災害対策費、救急排水機場操作委託業務などの委託料、250万円減額するなど、合わせて461万7,000円を減額。

9款教育費から1項教育総務費、4目スクールバス管理費、備品購入費スクールバス購入費として、192万3,000円を追加。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、生涯学習講演事業講師謝金などの報奨金、80万円を減額するなど、合わせて363万2,000円を減額。

10款災害復旧費から6万7,000円を減額。

11款公債費から長期債償還利子などからの112万9,000円を減額するものであります。

以上が、歳出に係る補正の内容であります。これら歳出に伴う歳入につきまして、13ページをご覧ください。

1款町税に法人町民税、635万円を追加するなど、1,321万3,000円を追加。

9款地方交付税に1億5,020万2,000円を追加。

11款分担金及び負担金に農業費負担金10万円を追加。

12款使用料及び手数料に住宅使用料222万円を追加するなど、222万5,000円を追加。

13款国庫支出金、土木費において、地域住宅交付金事業補助金を繰越明許費として組替えることとし、消防費委託金250万円を減額するなど、合わせて309万円を減額。

14款道支出金から社会福祉費負担金225万4,000円を追加し、社会福祉費補助金211万3,000円、林業費補助金147万8,000円減額するなど、合わせて311万3,000円を減額。

15款財産収入に立木売払い収入320万5,000円追加するなど、476万1,000円を追加。

16款寄附金43万円を追加。

17款繰入金から財政調整基金繰入金1億円減額。国民健康保険特別会計繰出金から92万9,000円を追加するなど、9,936万6,000円を減額。

19款諸収入に高額療養費返還金166万9,000円を追加するなど、190万9,000円を追加。

20款町債に農林水産業債など80万円を減額するなど、合わせて70万円を減額するものであります。

次に、8ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正であります。平成19年度農業経営基盤強化資金利子補給、1,414万1,000円、平成19年度農業経営安定資金利子補給、105万6,000円、漁業施設低気圧災害対策特別資金利子補給、232万5,000円に改め、庁舎及びえるむ館管理業務委託料、1,467万9,000円、総合体育館管理業務委託料705万8,000円を追加し、債務負担行為限度額の総額を3,925万9,000円として改め定めるものであります。

次に、9ページをお開き願います。

第3表、地方債補正であります。一般単独事業を10万円減額し、970万円、公営住宅建設事業を10万円追加し、1億2,330万円、過疎対策事業に70万円減額し、6,620万円補正し、地方債限度額総額を3億4,809万円から70万減額し、3億4,739万円に改め、定めるものであります。

次に、10ページをお開き願います。

第4表、繰越明許費補正であります。7款土木費、3項住宅費に地域住宅交付金事業9,166万円とし、繰越明許費の総額を1億2,409万3,000円と定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

13ページ、1款町税。

9款地方交付税。

11款分担金及び負担金。

12款使用料及び手数料。

13款国庫支出金。

14款道支出金。

15款財産収入。

16款寄付金。

17款繰入金。

19款諸収入。

20款町債。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野議長 歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野議長 次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

2 1 ページ、1 款議会費、1 項議会費。

2 款総務費、1 項総務管理費。

2 項徴税费。

3 項戸籍住民基本台帳費。

4 項選挙費。

5 項統計調査費。

6 項監査委員費。

3 款民生費、1 項社会福祉費。

2 項児童福祉費。

4 款衛生費、1 項保健衛生費。

2 項簡易水道費。

5 款農林水産業費、1 項農業費。

2 項畜産業費。

3 項林業費。

4 項水産業費。

6 款商工費、1 項商工費。

1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 なたね栽培試験費についてお伺いしたいと思います。

状況はどういうことだったのかお聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 昨年のなたね栽培の件でございますが、十勝管内 5 市町村で約 28 ヘクタールほどのなたねが栽培されております。

それから町の試験圃場合わせて 28 ヘクタール程度になってございますが、残念ながら秋まきのきざきのなたねという種を 1 回冬眠をさせて、春まきにしたということで、きざきのなたね事態があきまき品種であることから、圃場がばらつき、なかなか思うような成果が上げられなかったと、最高で 4 月の下旬にまいた圃場が 100 キロ程度反収ありましたが、低い状況にありました。

以上であります。

●小野木議長 1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 今、農業情勢は必ずしも、いい状況ではないんですが、なたね栽培によって、それに取り組もうかなという農家が見受けられます。

このことについて今後採算的に合うかどうか、そのへんはどのようにみておりますか。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 今あくまでも試験栽培の段階でございまして、なかなか寒冷地帯に適さない種でございまして、東北農試等で種子が作られてきているということで、積

雪地帯滝川等では思うような収量が上がっているところがございますが、11月並びに12月凍結が激しい十勝については、思うような成果が上がってこない。

今、秋まきで豊頃、更別等で秋まきに調整をしていただいております。

それらの凍結状況等を見極める、それから春まきについては、春まきの品種を植えていきたいということで、今年については、そういう調査をやりながらなんとか収量増につなげていきたいというふうに思っております。

出来るものであれば、滝川等の300キロから350キロ、ドイツでは400キロから500キロというものが収量的になっているみたいでございますが、そこまでもいかなくてもなんとか滝川に準じるくらいな300キロくらい程度になれば、ある程度栽培費用があまりコストが掛からないということで、皆様にお勧め出来る状態になってくるかなというふうに思っております。

●小野木議長 1番藤田議員。

●1番藤田議員 今後この栽培試験というのは、どの位の期間で続ける見込みですか。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 現在、今年の3月には今エコエルクの菜種の工場、それからBDFの工場というものが完成するわけでございますが、それらのソフト事業で5年間、今十勝搾油作物栽培協議会ということで、それぞれソフト事業で試験をすることにしてございます。

それらの委託先としましては、十勝農業試験場でそれぞれ調査を行っておりますので、なんとか5年間の間には結論を出していきたいというふうに思っております。

●小野木議長 先に進みます。7款土木費、1項土木管理費。

2項道路橋梁費。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 委託料の件で、1,000万補正されますが、例年と比べまして現況ではどのような状況であったのかということ、それからこの1,000万についての、委託していますから、本町全町のどの部分までなのかということ、もう少し詳しく説明いただきたいなというふうに思います。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 本年の降雪につきましては、皆さんご承知のとおり非常に少ない晴天の日が続いて幸いなことでありましたけれども、現在のところ雪による出動というのは4回程度、さらに2月・3月に入りましてから強風による出動が相当ありまして、現計の予算の中では、足りなくなる可能性があるということで、補正計上させていただいたわけでございますが、おおよその予算といたしまして、1回の積雪で全車出動をかけますと、約250万から300万程度かかるわけですので、幸いなことにこのような状況が続けば不要額として残るかと思っておりますけれども、大雪災害等の状況に対応するために、今回1,000万円補正計上させていただいたところです。

以上です。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 説明内容で十分理解できるんですが、それでは前年比からしますと、そのへんのとらえかたと言いますか、予想されることというのは、どのくらい今課長の説明では例年よりも少ないというようなことと、一時的な強風ということでこ

れを計上したということなのですが、そのへんの見通しというのは、いま若干ふれていますが前年と対比してももう少し数字的に理解出来るように説明いただきたいんですが。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 細かい資料については、誠に申し訳ありませんが、今持ってきておりませんが、ほぼ前年と同様なペースできているかと思っておりますけれども、この雪に関しては、とりえあえずお天気でございますので、どんな状況になるかというのは、例年のいわゆる過去のデータに基づいてやらざるおえないんですけれども、昨年も3月の議会において1,000万円を補正計上させて頂いたところでございますので、このような形で来るべき大雪があった場合の対応ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 なぜ、このような質問をしたかと言いますと、昨今の気候変動というものが非常に重要視されて、専門家はそれらについての分析等をいたしています。

そういう中における、後日、新年度予算も審議するわけですが、そういうようなことからみて、やはり実務者としての立場からこれらの十分なやはり分析等の資料とも、やはり調査される、そういうようなことから期待をしたいわけなんで、出来ればこの新年度予算に向かっての現場としての責任者として、考え方がどのように執行者にそれらについての述べられているのかあるいは強調されているのかそのへんの考え方をちょっとお聞きしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 大崎議員がおっしゃりたいのは、いわゆる地球温暖化による気象変動の影響が除雪費のどのへんに影響されるのかということをお聞きしたいんだらうと思っておりますけれども、雪に関しては、かなり年度によって変動がありまして、当初で組む場合には、いわゆる最低限の予算を計上した中で、雪が降った場合の対応ということで今回は補正計上させて頂いたわけですが、現実的に降雪時に町内調査してみますと、大津ではゼロの時でも、統内平和方面では20センチ、30センチ積雪がありますし、町内においてもかなり局地的な降雪というのがございます。

それで、一概に全町出動と最初申し上げましたけれども、雪に対応した出動態勢をとっているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

●小野木議長 先に進みます。

3項住宅費。

4項河川費。

5項施設費。

6項公共下水道費。

8款消防費、1項消防費。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 消防費の負担金が、3項目これは節のところの、負担金補助金の交付金で、全項が三角になっていますが、これはどのような意味合いでこのように減額の状態になったのか。を説明いただきたいと思っております。

●小野木議長 答弁、熊野総務課長。

●熊野総務課長 私のほうからお答え申し上げます。

消防費の負担金の減額の主な理由ですけれども、消防の数につきましては、特に非常備消防費が計上されていますけれども、これについては昨年は災害が少なかったということで、団員さんの出動が少なく、報酬だとか費用弁償等が主に減額理由であります。

常備消防費については、旅費だとか通信等が通信費、電話料が減額の主な理由でございます。

以上であります。

●小野木議長 先に進みます。

2項災害対策費。

9款教育費、1項教育総務費。

2項小学校費。

3項中学校費。

4項社会教育費。

5項保健体育費。

10款災害復旧費、3項林業施設災害復旧費。

11款公債費、1項公債費。

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

4番森議員。

●4番森議員 衛生費のところで、ちょっとお伺いしたいと思います。

医療施設いわゆる病院、実はですね先生が替わられてからは、非常に患者さんも戻ってこられて、日々いろいろわさを聞いていたんですが、町のほうにはこのごろ苦情等はきておりませんか。

まず、お伺いしてみたいと思います。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 具体的にどのようなことなのかですけれども、苦情、直接先生に対する、あるいは施設に対する苦情というのは承っておりません。

●小野木議長 4番森議員。

●4番森議員 実は、これ私この頃やけに聞かされるんです。

正直言いますと、何かと言いますと、若干対応が悪くなったという噂、何を言いたいのかと言いますと、実は生命に関るような状態の事が連続2件続いたわけでございます。

そんなことから、是非とも我が町の病院ということで、対応にもうちょっとなんとかならないのかなという苦情が私共に寄せられておりますので、お伺いしたしだいでございます。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 そのようなことにつきましては、私ども詳細伺ってはおりませんが、関連しましては、ある場合には救急患者が帯広に搬送される場合には、先生もついて救急車に乗って行かれるというような、そういう話は聞いておりますけれども、今のようなお話しはまだ伺っておりません。

●小野木議長 ほかに、質疑はありませんか。

●小野木議長 5番大崎議員。

● 5番大崎議員 歳出の中でお聞きするのは遅れました、36ページの教育総務費の項になりますが、管理費の中の備品購入のところで、スクールバスの192万3,000円。

これについては、いろいろと購入される事情が起きているんであろうというふうに予想していますが、これらについての説明をひとつお願いします。

●小野木議長 答弁、友重教育課長。

●友重教育課長 スクールバス購入費でございます。

28人乗り1台192万3,000円ということで、備品購入のほうでみさしていただいております。

町内スクールバスの運行につきましては、現行9路線、9台のバスで町内の小中学生約4分の3、75%の児童生徒が通学しております。

この中で1路線湧洞線につきましては、民間に委託、毎日交通に委託をして運行していたわけでございます。

委託料が、年々増加している中で、新年度に向けてどのようなスクールバスの運行体制がいいかということで、内部でもいろいろ検討しまして、たまたま町内にもタクシーの会社が出来ました。

そこらへんの運行だとか、いろいろ検討した中で、中古のバス1台を購入し、大きな費用を占めるものは、人件費でございます。

人件費等について、町の嘱託職員を庁内の異動の中で利用するような形で経費を削減しながら、新年度運行していこうということを考え、急きょ補正で中古ではあるんですけども、28人乗りのマイクロバス1台を購入して、対応していこうということでございます。

以上でございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 購入される理由については、理解いたしました。

それらについての、いわゆる本町の経費削減、それから行財政改革それに鑑み、それらについてのご努力は非常に敬意を表しますが、ちょっと心配しているところは、今の説明の中で、中古の28人乗りの1台ということで、これらについての車体的な耐久性とか、あるいは利便性というか、そういうものについては、相当検証されているんであろうというふうには予想されますが、それらについてのディーラーとのそれらのサービス保証というのはどのようになっていますか。

●小野木議長 答弁、友重教育課長。

●友重教育課長 中古のバスということで、やはり管内でいえばあまり台数があるものではございません。

それでいろいろ確認したところ、たまたまホテルの送迎用に使われていたバス、年式はちょっと古いですけども、平成3年車でございます。

かなり古い年式になっております。

ただ、走行距離が10万8,000キロでございます。

ドライバーも行って、実際試乗して内容を確認して、このバスを利用した中で運行を進めていきたいと、町内のバスにおきましても、走行距離と年式につきましては、ある程度その路線によって、走行距離などは変わるんですけども、目途として60～70万、年数にして25年程度を目途に更新をしていこうということで統一をして

進めているところでございます。

当然今回納入するバスも中古ということではありますけれども、その保障などについては、当然新たに1年以内に不合理が出てきたような場合には、クレームの中で実施していこうと考えているところでございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 非常に聞いていて、非常に大丈夫かなと単純に思いました。

少なくともこれは、営業車ではありませんでしたという意味合いで、個人ホテル業をされている方の廃車といいたいまいしょうか、中古というような内容のようですが、正直言うと年式が平成3年ということになると単純に、もう17年、車としては私はどうかかなというところがありますが、それについては、いろいろと検討されたんでありましようけれども、これらについて、私は当初の1回目の説明の内容からいきますと、理解はしますが、これこそ私はやはりいま課長の説明のように児童生徒が利用するものとして、そしてこれを安全輸送するためのドライバーの方々の責任というのもこれは当然安全から考えるといかなものなのかなと感じます。

しかし、この営業車といいたいまいしょうか運行する以上は、やはり寿命があると思えますが、最後になります、これは理事者、執行者、最高管理者にお聞きしたいんですが、これこそ安全という意味合いから、節約はわかりますが、もう少し程度のいいものを、これは見ていませんからわかりませんが、考えるべきではなかったのかなと、最後になります、これは限度ありますので、車検は何年更新でございませうか、それと関係の理事者からもこのことについて、町理事者とも打ち合わせしたんでしようけれども、再考できるものでなかったのか、そういうようなところもお聞きしたいなというふうに思います。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 スクールバスの運行目的の第一は、議員ご指摘のとおり子供の安全な輸送であります。

この点に私たちも、第一と考えまして危機管理を前提とした、安全安心な運行に十分配慮してきましたし、これからもこの方針でまいりたいというふうに思います。

今回のスクールバス購入のお願いでございませうけれども、現時点で考えうる最大の配慮をしたものでございませう。

すなわち町財政、行政改革大綱、スクールバスの交通運行等、総合的に勘案した結果、現在予定しているバスについては、整備管理者等の点検を受けまして、十分安全安心な運行が出来るものと判断をしたところでございませう。

車検等の際にも、十分配慮してまいりますし、バックライト等必要な装備につきましては、装填を予定して進めてまいりたいと考えているところであります。

以上でございませうので、今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

●小野木議長 ほかに、質疑はありませうか。

(な し)

●小野木議長 次に、8ページ、「第2表 債務負担行為補正」について質疑を受けませう。

質疑はありませうか。

(な し)

●小野木議長 次に、9ページ、「第3表 地方債補正」について質疑を受けませう。

質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 次に、10ページ、「第4表 繰越明許費補正」について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 それでは、本補正算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

●小野木議長 11時まで休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 議案第10号

●小野木議長 日程第5 議案第10号平成19年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 議案第10号平成19年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,234万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,645万1,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、医療費に伴う補正、及び予算精査によるものであります。

補正予算の主な内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

11ページ、歳出では、1款総務費において、国保情報データベースシステム更新業務のためのコンピューターシステムの改修に115万5,000円など、1款合わせて82万6,000円を追加。

2 款保険給付費、1 項療養諸費において、一般被保険者療養給付費 2,557 万 1,000 円、12 ページ、2 項高額療養費において、一般被保険者高額療養費に 100 万円を追加。

退職被保険者高額療養費から、300 万円を減額するなど、2 款合わせて、2,205 万 1,000 円を追加。

13 ページ、3 款老人保健拠出金では、老人保健医療費拠出金から 8 万 6,000 円を減額。

4 款介護納付金では、介護給付費納付金から 8 万円を減額。

5 款共同事業拠出金では、14 ページ保険財政共同安定化事業拠出金から 134 万 3,000 円を減額するなど、5 款合わせて 128 万 5,000 円を減額。

7 款基金積立金に基金利子等積立金として、4 万 4,000 円を追加。

8 款公債費では、一時借入金利子から、5 万円を減額。

9 款諸支出金にインフルエンザ予防接種の繰出金として、一般会計に繰出こととして、92 万 9,000 円を補正するものであります。

その財源として、8 ページ、歳入では、1 款国民健康保険税から 207 万 4,000 円を減額。

3 款国庫支出金から 431 万 3,000 円を、4 款療養費給付交付金から 376 万 4,000 円を、5 款道支出金から 628 万 6,000 円を、6 款共同事業交付金から 1,598 万 8,000 円を、それぞれ減額。

7 款財産収入に 4 万 3,000 円を、8 款繰入金に 3,603 万 7,000 円を、9 款繰越金に 1,869 万 4,000 円を、それぞれ追加補正するものでございます。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8 ページ、1 款国民健康保険税。

3 款国庫支出金。

4 款療養給付費交付金。

5 款道支出金。

6 款共同事業交付金。

7 款財産収入。

8 款繰入金。

9 款繰越金。

●小野議長 歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野議長 次に、歳出についても、款ごとに質疑を受けます。

11 ページ、1 款総務費。

2 款保険給付費。

3 款老人保健拠出金。

4 款介護納付金。

5 款共同事業拠出金。

7 款基金積立金。

8 款公債費。

9 款諸支出金。

- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

- 小野木議長 これから討論を行います。
討論はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

- 小野木議長 これから、議案第 10 号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 11 号

- 小野木議長 日程第 6 議案第 11 号平成 19 年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます
渡辺福祉課長。

- 渡辺福祉課長 議案第 11 号平成 19 年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、ご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4, 101 万 8, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8, 754 万 5, 000 円と定めるものであります。

このたびの補正は、介護給付費等の予算精査による補正であります。

補正予算の主な内容につきましては、11 ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず歳出では、1 款総務費において、保険料の激変緩和措置対応のため介護保険事務システム改修事業の改修に、94 万 5, 000 円等、1 款合わせて 87 万 7, 000 円を追加。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費において、12 ページ、2 目地域密着型介護サービス給付費から 1, 685 万円を減額。

3 目施設介護サービス給付費から 1, 826 万円を減額。

13 ページ、6 目居宅介護サービス計画給付費に、102 万円を追加。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費から 752 万円を減額。

15 ページ、5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費から 131 万円を減額。

2 款合わせて 4, 147 万円を減額。

3 款財政安定化基金拠出金から 1 万 5, 000 円を減額。

4 款地域支援事業費において、1 項介護予防事業費、16 ページ、2 項包括的支援事業、任意事業費を精査し、4 款合わせて 41 万円を減額補正するものであります。

その財源として、8 ページ歳入では、1 款介護保険料から 197 万 4, 000 円を、2 款使用料及び手数料から 85 万 4, 000 円を、3 款国庫支出金から 748 万 7, 000 円を、4 款道支出金から 763 万 8, 000 円を、5 款支払基金交付金から 1, 634 万 7, 000 円を、7 款繰入金から 672 万 9, 000 円をそれぞれ減額。

9 款諸収入に、1 万 1, 000 円を追加補正するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8 ページ、1 款介護保険料。

2 款使用料及び手数料。

3 款国庫支出金。

4 款道支出金。

5 款支払基金交付金。

7 款繰入金。

9 款諸収入。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

11 ページ、1 款総務費。

2 款保険給付費。

3 款財政安定化基金拠出金。

4 款地域支援事業費。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

●小野木議長 7 番長谷川議員。

●7 番長谷川議員 2 款の 2 項の 1, 685 万円の減額と、それから 3 項の大きな金額が減額になっています。

これについて、どういうことか、分かるように説明をお願いします。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 大幅な減額になっておりますのが、2 款の保険給付費の 1 項 2 目でしょうか、1, 685 万円、地域密着型介護サービス給付費でございます。

それにさらに、3 目もそうでございます。

以下、100 万単位の減額がございますのは、実は介護保険の特別会計の予算を組む関係の性質の問題がございまして、これは豊頃町が定めた平成 18 年に定めた第 3 期の介護保険事業計画これに基づきまして、予算化をしているものでございます。

なぜ、減額かと言いますと、その計画の中には、例えば地域密着ということになりますとグループホーム等の計画をいたしておりますけれども、現在のところ豊頃町にはグループホーム等ございません。

しかし、町外のグループホームに入っている方も何名かおまして、その方の分については支出されますけれども、いわゆる当初予算には、グループホームに入る事業量を見ているものですから、実際それが給付がないということで、大幅な減額になると。

そういうことでございます。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 施設介護サービス給付費についても、やはり同じようなことが言えるわけですか。

そうすると、この地域密着型介護サービス給付費ですか、このとおり読んでいくとこういう補助と言いましょか給付費を受けられる方というのは、やはり当然いろんな思いをしているわけですよ、お金のことだけでなく、そういうおもいをしている中で、ですから現実に豊頃町のそういう立場におられる方が、減額をされたり、手厚い手助けといいますか、そういうのを受けられていないということがありませんか。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 予算上のことと、多少いま言われたことは違うんですけども、予算上はあくまでも3年間計画を事業費として見込んで、当初予算に3年間それぞれ当初予算に計画するわけです。

いわゆる利用がないからということで、落とさしていただくわけなんです。

それと利用される方はどういうことかと言いますと、例えば介護度によってももちろん違うんですけども、ここの施設介護サービス給付費については、特養の施設ですね、入っている方が受けられる給付費でありまして、豊頃町以外の特養もございまして、そういう方々が受けられている給付費でございます。

それは例えば減額するというのは、万度に例えば入院したりなんかして給付費が支払われない、入院しますとその分施設も減額になるんですけども、本人もそれは払わなくていいということになりますので、その分減ってきているということで、決して使えるのに使わせないという意味ではございません。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第11は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

- 小野木議長 日程第7 議案第12号平成19年度豊頃町老人保健特別会計補正補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺福祉課長。

- 渡辺福祉課長 議案第12号平成19年度豊頃町老人保健特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,147万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,665万6,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、老人医療費の実績による医療給付費等の予算精査による補正であります。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

最後のページ8ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。

1款総務費では、委託料等合わせて11万7,000円を減額。

2款医療諸費においては、医療給付費及び医療費支給費合わせて8,130万円を減額。

4款公債費では、一時借入金利子5万5,000円を減額を精するものであります。その財源として、6ページ歳入では、1款支払基金交付金から、4,569万6,000円を、2款国庫支出金から、2,761万7,000円。

3款道支出金から、690万3,000円。

4款繰入金から、707万7,000円をそれぞれ減額。

6款諸収入に返納金として582万1,000円を追加補正するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

- 小野木議長 これから質疑を行います。
歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、1款支払基金交付金。

2款国庫支出金。

3款道支出金。

4款繰入金。

6款諸収入。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

8ページ、1款総務費。

2款医療諸費。

4款公債費。

歳出全般について、質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから、議案第12号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号

- 小野木議長 日程第8 議案第13号平成19年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
渡辺福祉課長。

- 渡辺福祉課長 議案第13号平成19年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,100万3,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、診療報酬をはじめ各款の予算精査による補正であります。

主な補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

7ページ、歳出では、1款医院費において、診療報酬の増額等合わせて314万5,000円を追加。

2款診療所費において、大津診療所の診療報酬等合わせて52万4,000円を減額。

3款歯科診療所費において、8ページ備品購入費として、レセプトコンピュータ186万4,000円を追加、3款合わせて172万1,000円を減額するものであります。

その財源として、6ページ歳入では、1款財産収入に40万円を。

2款繰入金に137万円を。

3款繰越金に13万円をそれぞれ追加。

4款諸収入から100万円を減額補正するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、1 款財産収入。

2 款繰入金。

3 款繰越金。

4 款諸収入。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7 ページ、1 款医院費。

2 款診療諸費。

3 款歯科診療所費。

歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 14 号

- 小野木議長 日程第 9 議案第 14 号平成 19 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石塚施設課長。

- 石塚施設課長 議案第 14 号平成 19 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,960 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,665 万 3,000 円と定めるものであります。

補正の内容について、歳出から説明をいたします。

9 ページをご覧ください。

1 款総務費において、本管移設等補償工事 1 8 5 万円、吉野簡易水道分水 1 1 0 万円等、合わせて 5 8 7 万 1, 0 0 0 円を減額し、2 款公債費に、長期債繰上償還等、7, 5 4 7 万 8, 0 0 0 円を追加するものであります。

7 ページ、歳入をご覧ください。

1 款使用料及び手数料に、水道使用料 3 0 9 万円等、合わせて 3 1 5 万円追加。

2 款繰入金に、一般会計繰入金 6, 6 9 1 万 6, 0 0 0 円を追加。

4 款諸収入において、本管移設等補償費 1 0 8 万 1, 0 0 0 円を減額。

5 款国庫支出金に、2 2 万 2, 0 0 0 円を追加。

6 款町債に、4 0 万円を追加するものであります。

次に、4 ページ、地方債補正であります。既定の地方債限度額に 4 0 万円を追加し、限度額を 2 0 0 万円に変更するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議をいただきます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

7 ページ、1 款使用料及び手数料。

2 款繰入金。

4 款諸収入。

5 款国庫支出金。

6 款町債。

歳入全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

●小野木議長 5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 確認のためにお聞きします。

歳入の水道超過料というのは、なぜこのように 2 4 0 万でられたんですか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 水道超過料につきましては、年度当初にどの程度でるかというのは、ある程度は計上してございますけれども、年度末に当たりまして、かなり実績に近い精度の高い数字を補正させていただいたということにご理解いただきたいと思います。

●小野木議長 5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 その理由は分かりましたが、その超過というのはどういう性格ですか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 超過料については、条例でいわゆる基本料金と基本料金を超えた部分につきましては、超過料ということで、一般家庭でいきますと 8 トンまでが基本料金の範囲内だと、8 トンを超える場合については、超えた分につき超過料と、それぞれ料金体系については、工場用ですとか、営業用ですとか、条例に定められておるんですけれども、その超えた分についての部分について、基本料金を超えた部分について超過料ということでご理解いただきたいと思います。

●小野木議長 5 番大崎議員。

●5 番大崎議員 その性格わかりましたが、いま課長の説明では、この水道料の利用対象というのは、個人と事業所ですね。

それでは、個人というのは考えられませんよね、ということになると後者の事業所でよろしいんですか、そのへんの私の理解がちょっと理解できないところがあるんですが、そのへんちょっと説明いただけますか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 水道料金には、個人という考え方ではなくて、いわゆる不凍栓1本につき、一般家庭用ですとか、営業用ですとか、工場用ですとかですね、正確には今条例持ってきておりませんので、あれなんですけれども、そういう区分で料金体制を条例で定めておるところでございます。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

9 ページ、1 款総務費。

2 款公債費。

●小野木議長 1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 10 ページの長期債繰上償還元金ということですがけれども、このことについて詳しくお聞きかせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 いわゆる財政の健全化を図るために、過去に借入しているいわゆる金利の高い、そういう起債について繰上償還をして、いわゆる利子の軽減を計ろうということと考えておまして、今後3年間において考えて計画しているところでございます。

本年については、ここに予算計上したとおり、7, 557万円過去に借りた、本年については7%以上で借りている起債について、繰上償還をしようということで、結果20年以降に軽減される利息相当分については、1, 568万5, 000円が将来軽減されるだろうということで今回繰上げしていくということでございます。

また、来年については、6%~7%の金利の高い起債についての繰上償還を計画していくところでございます。

以上です。

●小野木議長 1 番藤田議員。

●1 番藤田議員 金利が高いから繰上償還して少しでも健全化に向けるということですがけれども、相当な金利というのは、その他にあるんですか。

7%以外に高い金利というのは。

あえて今ここで7, 000なんぼ金利が高いからというんで繰上償還するというだけでなく、別な考え方のいわゆる繰上償還しなくても、他のものに財源使えないのかなというふうに考えるんですけれども、ただ、単純に金利が高いから償還するということですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私からちょっとお答え申し上げます。

じつは起債の償還については、繰上償還については国の指示がなければ町村独自で財政事情が良い悪いで償還することは出来ないわけです。

しかし、昨今の非常に厳しい財政事情、国もですけれども、よって当時非常に景気のいい時代が7%、8%近い金利で起債を発行されました。

そして国の方としても、今の事情でそういう7%以上の金額の利息を払うというのは非常に考えられないということで、国の定める一定条件に基づいたものだけ償還出来ますよと。

先ほど課長から説明あったとおり、国も町村もそれぞれ将来の財政事情というか財政計画ございますので、町村単独では返すわけにはいかないんです。

従いまして今言われたとおり、この返す分だけあるんでしたら他のほうに使うもいいんでないかということも一利あるかと思えますけれども、しかし今どき7%のものを借りて金利払うようでは、せっかくそのために減債基金というの設けて私ども積んでおりますので、その減債基金のほうからそちらのほうに回して、出来るだけその金利の高い将来に渡って負担の掛かるものは返して、もちろん国の許可ですけど、返して出来るだけ起債をスリム化するというような形で今考えているところです。

ですから先ほど課長が言いましたとおり、将来に渡ってもそういう形のものについては、国と協議の上に償還したいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 ただいまの公債費でございますけど、繰上償還です。

これ金利につきましては、以前に聞いた話ですと償還期限の間の金利を一括に払わなければ、いわゆる国は償還を認めないんだというお話しでございましたけれども、今もそういう状況なのですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今もそういう考えでありますけれど、これから先の年度によってはまた国の景気状況によっては、多少そういった条件の緩和等があるかと思っております。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、4ページ、第2票地方債補正について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号

- 小野木議長 日程第10 議案第15号平成19年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石塚施設課長。

- 石塚施設課長 議案第10号平成19年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ131万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,002万5,000円と定めるものであります。

補正の内容について、歳出から説明いたします。

8ページをご覧ください。

1款総務費において、脱水ケーキ処分40万円、公共柵設置工事30万6,000円等、合わせて79万7,000円を減額し、3款公債費において、長期債利子等52万2,000円を減額するものであります。

次に、7ページ、歳入をご覧ください。

3款繰入金を、131万9,000円減額するものであります。

次に、4ページ、債務負担行為補正であります。水洗便所改造等資金貸付事業に対する損失補償110万円を廃止するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議をいただきます。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入について質疑を受けます。

7ページ、3款繰入金。

次に、歳出については款ごとに質疑を受けます。

8ページ、1款総務費。

3款公債費。

- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、4ページ、第2表債務負担行為補正について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

- 小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 債務負担行為の補正なんです。これには期間が19年から23年度までございましたが、この現状といいますか、そのためにというか、今110万についてこのように提案されましたが、廃止という意味合いについての現状とそれから今日までの実績についてお聞かせいただきたいと思っております。

- 小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 水洗便所の改造資金貸付事業については、本年度借受希望がないために110万円を減額して、落としてしまうということでございまして、誠に申し

訳ないんですが過去の実績について今資料持ち合わせていませんので、失礼いたします。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 今年度そういう利用者がいなかったということなんですが、今後についてはということになると、これはこの文言とおりに理解してよろしいんですか。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時38分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 この水洗便所の改造につきましては、いわゆる水洗化率がまだ100%いってございません。

より普及を高めるために、進めるために、これらの制度は今後とも活用して普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎ 執行方針の説明

●小野木議長 日程第11 平成20年度町政執行方針、及び、教育行政執行方針についての説明を求めます。

●小野木議長 はじめに、平成20年度町政執行方針について説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 1 はじめに

平成20年第1回定例会の開会にあたり、町政執行に対する私の基本的な考え方を申し述べたいと存じます。

私は、平成17年、町長に就任以来、議員各位をはじめ町民の皆様のご支援、ご協力をいただきながら「新しい視点に立ったふるさとづくり」を目指して、町政の執行に当たり、その間多くの町民の方々と対話を重ね、様々な課題に取り組んでまいりました。

昨今の厳しい社会情勢ではありますが、皆様から寄せられました期待に応えるべく、豊頃町のまちづくりの基本であります報徳の教えのもと、安らぎと温もりのある町を目指して町民一人ひとりが参加し、安心して暮らせる「豊頃」の実現に全力で取り組んでいく決意でありますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2 町政に臨む基本姿勢

国の経済財政運営と構造改革に関する基本指針いわゆる骨太の方針の中において、2011年度には歳出削減により国と地方の基礎的財政収支を黒字化することを目標としており、町財政においても地方交付税の減少及び国庫補助金の見直しの影響により引き続き財源不足を生じ、構造的に逼迫した状況が続いており、経済的にも財政的にも国に大きく依存する本町にとって厳しい状況をもたらすものであります。

こうした厳しい現実に目をそむけることなく正面から向き合い、確かな未来につなげていくためには、新しい時代における官と民の新たな役割分担について、町職員はもちろん町民一人ひとりが、新しい町づくりを進める一員という気概を持って自らの問題として考え、行政と一体となって大いに議論していくことが重要であります。

私は、今年、町長として就任4年目を迎えますが、この財政の厳しい時代における自分自身の役割と責任の重さを改めて認識し、こうした時代であるからこそ、この急激な改革を見誤ることなく適切に対応し、我が町の将来に確かな展望を持ちながら町民の皆様とともに英知を出し合い、我が町に生まれ育ったことに自信を持ってまちづくりのために全力を尽くしてまいります。

以上が町政に臨む私の基本姿勢であります。

次に主要な施策の推進について申し上げます。

3 主要な施策の推進

(1) 町民が主役で協働のまちづくり

ア 協働のまちづくりの推進

平成18年度に策定しました協働のまちづくりの素案では、「地域協議会」という新たな「自立コミュニティ」組織の検討とともに交付金制度の創設、さらに、職員の地域担当者制度を提唱してまいりました。

「地域協議会」に係る行政区の再編に当たっては、地域住民の合意が必要であり、地域の判断に委ねることが最重要と考えております。

しかしながら、本町は65才以上の高齢者が約32パーセントを占め、さら

に、高齢化が急速に進み、地域活動を行うにも少なからず影響が出てまいりました。

このことから、地域の課題に十分に対応するための支援制度の創設が急務の課題と考えているところであり、地域の課題に住民自ら創意工夫し、取り組む活動を支援する「協働のまちづくり地域提案支援事業交付金」制度を設けるものであります。

この制度を行政区や地域づくり協議会などの活動において、積極的に活用されるよう期待するところであります。

イ 安らぎと温もりのあるまちづくり

多くの市町村が、過疎化による人口減と少子・高齢化の進行により、基礎自治体のあり方が問われている中、本町においても人口の減少が加速しております。この傾向はこれからも進むものと想定されることから、住民が安心して生活できる福祉の充実を目指します。

また、消費者生活相談窓口に昨年に引き続き専門相談員を設け、消費者の苦情処理のあっせんに迅速に対応してまいります。

ウ 健全な行財政の確立と職員の能力の開発

国が進める三位一体改革の推進により、地方自治体の財政運営は一層厳しさを増してきております。このため、平成16年度に策定した第4次豊頃町行政改革大綱を強力に推進し、徹底した事務事業の簡素・効率化を図らなければなりません。

また、現在の地方公共団体の会計制度では、「自治体の総合的な財務状況が把握しづらい」、「住民にとって分かりにくい」などのいくつかの課題があり、「資産や債務の管理」、「財務情報の分かりやすい開示」など自治体の公会計制度の改革が検討されてきました。

国が示す公会計制度は、現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方公共団体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとするものであり、人口3万人未満の地方公共団体にあっては平成23年秋までに制度を移行し、財務諸表の開示を行うことになっております。

このことから、財務諸表を作成するには、これまで個別に行っていた「会計業務」と「公有財産の管理業務」を統合する必要があるため、総合行政情報システムに連動する新たな「公有財産管理システム」を導入し、新会計制度に対応してまいります。

さらに、限られた財源での効率的な行政運営はもちろんのこと、多様化する住民ニーズなど、行政課題に的確に対応するためには、これまでの行政手法にはない新たな発想が求められます。このため、職員を積極的に研修に参加させるなど、政策形成や実務処理能力の開発に努めてまいります。

(2) 活力あふれる産業で豊かなまちづくり

ア 農業の振興

農業を取り巻く情勢は、世界的な地球温暖化ガスを削減するため植物を使っ

たバイオ燃料の製造等が進められ、そのため穀物相場が高騰し、飼料価格の急激な上昇によって畜産農家の経営が厳しい状況にあります。また、燃料・肥料価格も上昇しており畑作農家においても同様な情勢となっております。

平成19年は、畑作物全般において豊作でありましたが、品目横断的経営安定対策の影響により収入が減少し豊作が実感出来ないものと憂慮しているところでもあります。

畜産においては、飲料乳の消費が依然として落ち込んでいるものの、加工原料乳の取引は順調に推移しております。町といたしましても本年度も引き続き飲料乳の消費拡大のためPRに取り組んでまいります。

土地基盤整備事業につきましては、礼作別・幌岡・茂岩地区において道営事業を継続実施するとともに、新たに本年度から長節地区の計画樹立を行ってまいります。

各行政区から要望がありました農業用明渠排水、農道の整備などを推進し生産基盤の整備に努めてまいります。

WTO、日豪のEPA交渉、生産コストの上昇など農業はかつてない試練を迎えており、早急に第5次豊頃町農業振興計画を策定し農業協同組合、農業委員会、そして関係機関と十分に連携を図りながら農業振興に取り組んでまいります。

イ 林業の振興

林業を取り巻く状況は、建築基準法の改正により住宅建設が滞り、木材需給は低調に推移しておりますが、外材の輸入減少により今後とも国産材の需要は高いものと考えられます。

このことから町有林においては、平成20年度に伐期を迎えている12.6ヘクタールの伐採を行ってまいります。

また、木材の搬出路の整備として安骨線林道の改良工事を継続実施してまいります。

民有林については、カラマツなどの伐採が多いことから引き続き21世紀北の森づくり推進事業を実施し、造林の推進を図ってまいります。

エゾシカによる農林業被害対策については、今年度も豊頃猟友会の協力により一斉駆除を行い、被害の拡大防止に努めてまいります。

また、十勝中央、池田、豊頃による3森林組合の広域合併が平成20年度中に行われる予定となっており、新たな森林組合と連携して林業振興に取り組んでまいります。

ウ 漁業の振興

昨年の鮭定置漁は過去にない豊漁に恵まれ、今年度も引き続き豊漁を期待しているところでもあります。

本町の主要魚種である鮭の荷捌施設の衛生化、効率化、迅速化のため荷捌施設の整備事業を支援してまいります。

大津漁港につきましては、漁業者の念願でありました結氷対策施設が昨年から一部供用開始されておりますが、今後も新岸壁の1日も早い完成を要望して

まいります。

漁業資源の増大を図るため、さけ増殖事業、種苗中間育成事業を継続支援してまいります。

また、北海道が事業主体の広域魚場整備事業により、毛がに、たこ等の資源増大を目的として大津沖に大型漁礁の設置が行われており、本町漁業資源の増大を期待するものであります。

エ 商工業・観光の振興

本町の商工業を取りまく環境は、公共・民間投資の削減、消費者の大型店への集中など大変厳しい状況が続いております。

工業の振興では、バイオエネルギー、民間による菜種の搾油施設が稼働することから施設の円滑な稼働に向け町も出来る限りの協力をしてまいります。

商業の振興と安定化を図るため、豊頃町商工会が行う経営改善普及事業等の支援を行うとともに、今年度も引き続き職員の派遣をしてまいります。

昨年好評であったプレミアム付き商品券の販売については、販売数を増加し町内消費の拡大を目指し支援してまいります。

また、昨年度に引き続き茂岩入口において商工会等が取り組んでいる本町の物産販売について、施設の拡充整備を行い物産館（道の駅）設置に向け調査活動を行ってまいります。

観光振興につきましては、豊かな自然と多くの食材に恵まれた本町に多くの人々が訪れてくれるよう、あらゆる機会を通じて本町を紹介してまいります。

なお、とよころ産業まつり等のイベントについては、現下の厳しい財政状況ではありますが、豊頃の農水産物などの名産品を多くの消費者に提供するため、事業内容等の見直しを図りながら実施してまいります。

(3) 健康で生きがいの持てるまちづくり

ア 児童福祉

全国的な少子化傾向は、本町においても顕著であり、子育て環境の充実が急務となっております。

そのような中、昨年10月から児童福祉施設「こどもプラザとよころ」を開設し、茂岩保育所を移転、新たな環境の中で運営されているところであります。

平成20年4月からは、茂岩保育所に豊頃保育所、礼文内保育所を統合し、一時保育の実施や延長保育の拡充に努め、保育所の一元化に取り組んでまいります。

さらに、施設内には子育て支援センターを核としたことばの教室や学童保育を継続実施し、子育てを支援してまいります。

なお、子育ての殿堂として「こどもプラザとよころ」の機能が十分発揮できるよう、管理体制及び環境整備の充実に努め、円滑な運営を目指します。

また、乳幼児医療の制度改正に伴い、本町独自の施策として、小学生の外来の医療費負担割合を、本人負担3割から2割とし、子育て世代の負担を軽減、支援してまいります。

イ 高齢者福祉

日本の高齢者人口は、2025年にピークを迎えることから、高齢者独居世帯の増加、認知症高齢者の増加などが予想され、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスの提供を目的として、介護保険法が改正され、平成18年4月から施行されております。

しかしながら、近年の高齢者を取り巻く社会情勢は、年金、保険などで給付も受けられますが、税や保険料の負担も伴うなど、経済的にも大変厳しいものがあります。

さらには、石油関連による物価の高騰など日常生活を圧迫しております。

したがって、本町ではこうした実情に鑑み、日常生活に必要な交通手段の確保支援として福祉タクシー乗車券交付事業、在宅介護者への紙おむつ処理シール配付事業などを新たに設け、高齢者の健康維持、保健・福祉・医療の向上を目指し、高齢者が生きる喜びを持ち、安心して暮らせるよう高齢者の福祉・介護予防事業を推進してまいります。

さらに、消防法の改正により義務付けられた住宅用火災報知器設置について、65歳以上の一人暮らし老人に、設置費用の助成を継続いたします。

また、これら福祉の推進にあたっては、町内社会福祉法人等と十分に連携を図りながら進めてまいります。

ウ 障害者福祉

平成18年4月から施行された障害者自立支援法により、市町村においては、サービス提供体系の再編により、自立支援給付や地域生活支援事業など障害のある方が自立した生活を送ることができるよう支援を行っておりますが、昨年3月末に策定した「障害者福祉計画」に基づくサービスの必要量を基礎として、障害者福祉の向上に努めてまいります。

新たな事業としては、役場身障者用トイレにオストメイト（蓄便・蓄尿袋洗浄器）を設置、図書館に視覚障害者用読み上げ拡大読書器を購入し、障害者福祉の推進に役立ててまいります。

エ 保健・医療

本町の医療は、豊頃医院と豊頃歯科診療所がそれぞれ医療機関としての役割を担っており、疾病の予防と医療サービスの提供に努めております。

一方、本年4月からは医療費の削減、平準化を目標として後期高齢者医療制度が北海道全市町村による広域連合により運営されることになっております。

また、国民健康保険においては、特定健診、特定保健指導を5カ年実施計画により実施し、糖尿病などの予防に努めてまいります。そのためのコンピュータソフトを導入し、指導の効率化を図ってまいります。

なお、特定健診の受診率を上げるために本年度に限り、40歳から74歳までの健康診査料を無料として、受診の周知を図ってまいります。

さらに、継続事業として本年度においても、75歳以上の高齢者を対象に、肺炎球菌ワクチン予防接種事業を実施してまいります。

(4) いきいき学びふれあうまちづくり

ア 学校教育の充実と生涯学習の推進

教育基本法に続く教育三法の改正、全国学力学習状況調査の実施、学習指導要領改訂に向けた答申が出されるなど、新しい時代を迎えるための教育改革の波は、さらに大きくなっているところではありますが、本町の子どもたちがより良い教育環境で学校生活を送れるよう教育委員会と協議しながらその環境整備を進めてまいります。

また、生涯を通して絶えず新たな知識や技術を習得し、より豊かで充実した人生を送ることができるように、学校教育をはじめ文化・スポーツに至る生涯学習推進体制の充実を図ってまいります。

イ 地域間交流の推進

本町における姉妹都市交流は、町交流協議会が中心となって町民レベルの交流を行っております。

本年度は、毎年実施しております相馬市への少年親善使節団の派遣、滑川市から少年親善使節団の来町及びサマーランド市への中学生派遣交流事業について継続実施してまいります。

また、本町誘致企業でありますアイシン精機との交流は、平成7年度から同社社員の「農業体験交流事業」、平成18年度から小学5年生を対象とした「もの作り出前講座」のほか、本町の特産品を主とした物産販売の交流などが行われております。

これまでの交流事業において、同社社員を受入れた全農業者を対象にアンケート調査を行ったところ、町民のアイシン精機への訪問などの相互交流や農業者との交流だけでなく農業者以外との交流も必要とのことであります。

また、町民の同社訪問につきましては平成8年以来実施しておらず、誘致企業と町民との交流を相互的に推進することとして、平成20年度から3カ年間の事業として、町民を対象とした交流事業を実施してまいります。

本年度は、これまで同社社員の農業体験受入れ農家の方々や農協青年部、同女性部を対象に参加希望者を公募して実施することとし、その後は一般町民にまで拡大する予定であります。

また、同社社員その他産業との体験交流につきましては、作業に係る安全性などの問題があるため、各産業団体と調整を図りながら検討してまいります。

ウ 町史の追補版

後世に本町の歴史を伝えるために、昭和45年に発刊した「豊頃町史」を根幹に、昭和62年に「追補 豊頃町史」を発刊し、その後20年以上の年月を経て今日に至っているところであり、町の足跡を記すためにも、2年後に「新追補 豊頃町史」を発刊することとして、その作業に取り組んでまいります。

(5) 人と環境にやさしい安全で快適なまちづくり

ア 廃棄物処理

本町の一般廃棄物処理については、平成15年4月に十勝環境複合事務組合に加盟してから5年を経過し、これらの処理を計画的に行っているところであ

ります。

平成17年10月からごみの減量化と資源化推進のため有料化としておりますが、可燃・不燃物・大型ごみの排出量は、有料化前に比較すると50パーセント程度減少、資源ごみについては横ばいから上昇傾向になっており、住民の意識向上とご理解、ご協力によりごみの減量化が順調に進んでいるものと考えているところであります。

一方、有料化に伴いごみの不法投棄が増加傾向にあるため、昨年度から警告看板を設置したところですが、今後は警察とも連携しながら更に防止に努めてまいります。

イ 地球温暖化対策

地球温暖化は、大気中の温室効果ガスの濃度が増加し地表面の温度が上昇する現象で、異常気象や生態系への影響が危惧されているところであります。

1997年には京都議定書が採択され、温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の間に、1990年レベルから6パーセント削減する目標が定められました。

地球温暖化対策推進法により、地方公共団体は、区域内の活動に関し「地域推進計画」の策定に努めることや、自らの事務及び事業に関する「地方公共団体実行計画」の策定が定められました。

これに伴い、本町といたしましては、「豊頃町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に努めてまいります。

ウ 住宅環境の整備

町営住宅の建替事業は、中央新町のドリームタウンに3棟6戸を建設し、町民の福祉向上を図ってまいります。

エ 道路網の整備

主要な幹線道路及び地域の基幹的道路については、年度別事業計画に基づき改良舗装を進めてきたところでありますが、十勝沖地震の影響及び老朽化で舗装路面の損傷が生じており、適切な維持管理に努めてまいります。

また、国庫補助道路整備事業の育素多43号線・北栄幹線を継続で、豊頃11号線・大津1条通りについては新規で実施してまいります。

オ 水道・下水道の整備

水道事業につきましては、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業で中央監視盤設備更新工事及び配水管布設替工事を実施するほか、道道豊頃糠内芽室線改良工事、道道旅来豊頃停車場線改良工事及び町道北栄幹線凍雪害防止工事に伴う水道本管移設補償工事を実施してまいります。

公共下水道事業につきましては、茂岩栄町において管渠改修工事を実施してまいります。

また、合併浄化槽設置事業についても継続実施してまいります。

以上、平成20年度の町政推進に当たっての一端を申し述べさせていただきました。

具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際にご説明申し上げます。

豊頃町が歩もうとする道は、決して平坦なものではありません。

むしろ、強まる逆風の中に進んでいくことを覚悟しなければなりません。

我が町の歴史には、厳しい自然の中で、痛みや苦しみを分かち合い、知恵を出し、助け合ってきた先人の逞しい精神風土があります。

私は、町長として任期残すところ1年となり、この豊頃町の未来のために、全力を傾注してまいります。解決しなければならない課題も多くあり、町民の皆様とともに町の将来について論議を重ねてまいります。

この厳しい時代を乗り切り、人と自然と文化が調和した安らぎと温もりのあるまちづくりを目指すためには、地域を愛する私たち一人ひとりが自分のできることを考え、新しい発展の姿を描きながら行動することです。

町民の皆様が行政と共にいきいきと活動してこそ地域の力も高まるものと考えており、「協働のまちづくり」を力強く推し進め、豊頃町に熱い思いを抱いておられる多くの町民の皆様と心をつなげて、持てる限りの知恵と勇気を振り絞って、町民の皆様の負託に応えてまいります。

議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、私の執行方針とさせていただきます。

終わります。ありがとうございました。

●小野木議長 昼食のため、午後1時まで休憩します。

午後12時12分 休憩

午後01時15分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成20年度教育行政執行方針について説明を求めます。

村中教育委員長。

●村中教育委員長 平成20年第1回豊頃町議会定例会の開会にあたり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を述べ、町議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

生涯学習の理念として「国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と改正した教育基本法の中で謳っています。

教育をめぐる環境が大きく変化している中、本町におきましても、未来を担う児童・生徒をはじめ町民の皆様が心豊かで、創造性にあふれ、心身ともに逞しく生きて

いく力を高めることが求められています。

教育委員会といたしましては、本町の教育目標である「いきいきと輝く町民像をめざして」のもと、町民一人ひとりが豊かで潤いのある生活を送ることができるよう、生涯学習体制の充実に向け努力し、学校教育と社会教育を総合的に推進して、町民の皆様の期待に応える教育行政を進めてまいります。

1 生涯学習推進体制の整備充実

人生80年時代といわれる現代社会では、余暇時間の増大や少子高齢化社会への移行、さらには科学技術の高度化や産業構造の変化、また環境問題、国際化・情報化などの急激な社会構造の変化が生じています。

このような現代に惹起する変化とそれによってもたらされる課題に対応していくためには、学校教育で得た知識や技術だけではその解決は困難であるといわれており、絶えず新しい知識や技術を生涯にわたり学んでいく必要が生じてきています。

このことが生涯学習社会といわれる所以ですが、今町民一人ひとりが、自由に学習機会を選択して、自分づくりやふるさとづくりの意欲や能力を高めるとともに、その成果が生かされる社会の構築を目指していくことが大切であり、行政と地域が一体となった生涯学習推進体制の充実に向け、町及び地域づくり推進団体等との連携を密にして、その条件整備を図ってまいります。

2 学校教育の充実

近年、全国的な児童・生徒の特徴的な傾向として、学ぶ意欲や学力の低下、人間関係の希薄化などさまざまな課題が指摘されている中、昨年4月全国学力・学習状況調査が実施されました。その結果、児童・生徒の学力の一部や生活習慣の傾向からそれぞれの課題が明らかになってきました。

国においては、現在、それらの課題解決を含めて学習指導要領の改訂作業が進められているところです。

今後、学ぶ意欲や学力向上のためには学習習慣や生活習慣の傾向を踏まえ、家庭・学校・地域が連携した中で、生き方・学び方について児童・生徒の豊かな感性を育てることが大切です。引き続き道德教育、集団宿泊体験、職場体験活動、朝の読書活動などの充実を図ります。

(1) 確かな学力と健やかな心身を持つ児童生徒の育成

小・中学校では児童・生徒一人ひとりに「確かな学力」「豊かな心」「健やかでたくましい体」を基本として社会で自立していく力を身につけることが重要であります。

このため、各学校での教育活動の成果と課題を把握し、児童・生徒の学ぶ意欲を高め、学力向上に向け改善を図るとともに、指導方法や指導体制の工夫・改善などを通して個に応じたきめ細かな指導を進めます。

特別支援教育については、通常学級に在籍するLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥、多動性障害）・高機能自閉症等の児童生徒に対する指導と支援のため、新たに「特別支援教育支援員」を配置しその充実に努めてまいります。

(2) 魅力ある学校と教員の資質・能力の向上

教育は信頼の上に成り立つものであり、校長のリーダーシップのもと、教職員と地域が一体となった教育活動を展開し、地域からの期待と信頼を得ることが大切です。

このため、学校運営の状況に関する評価を行い、保護者や地域の方々に説明責任を果たすとともに、学校評議員の意見を学校運営に適切に反映させ、地域に信頼され魅力ある学校づくりを進めてまいります。

また、学校教育は、教職員の資質能力に負うところが大きいいため、児童・生徒への深い愛情と使命感を持ち、豊かな人間性や社会性に基づく、指導力向上のために、各種研修機会や指導主事の学校訪問活用など教育の専門家としての資質能力の向上に努めます。

(3) 小・中連携教育の推進

小学校高学年と中学校教育の連携・継続は、児童生徒の思春期の特長が現れる時期であり、心身の発達に応じた連続性のある継続的な指導が必要という観点から、小・中連携教育推進会議を設置し、「報徳の教え」を研究テーマに据え、町内各小中学校間における授業公開や連携授業の研究実践化を進めてきました。このことは十勝管内におきましても、高い評価を受けているところです。

町民憲章にも謳われていますように「報徳のおしえ」は道徳性醸成の基本となるべきものであり、今後も小・中連携教育の機軸テーマとして各学校はじめ、全町的な取り組みをさらに推進してまいります。

(4) 児童・生徒の安全確保と健康教育

児童・生徒が健やかにたくましく成長するためには、安全の確保や心身の健康が極めて重要であります。

児童・生徒の安全安心の確保に向け、学校の危機管理マニュアルのもと防犯訓練や児童生徒が自ら身を守る能力を育成するため、防犯教室や交通安全教育の充実を図ります。

また、運動や屋外で活動する機会を増やし、体力や運動能力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって、発達段階に応じた性教育や薬物乱用・喫煙防止教育など、学校保健・体育の充実に取り組んでまいります。

(5) 学校施設の整備

豊頃中学校の校舎につきましては、現在、耐震改修工事実施設計中ではありますが、設計完了後改修工事を計画するとともに、診断対象建築物である同校体育館につきましても、耐震診断を実施いたします。

また、I S D N（デジタル通信網）回線の接続である豊頃小学校及び豊頃中学校においては、役場庁舎から無線を利用し、A D S L（高速データ通信）回線を接続することとし、インターネット環境の整備と学習効果の向上を図ります。

(6) 学校給食の充実

学校給食は、成長期の児童生徒の心身の健全な発達のために、バランスのとれた

栄養豊かな食事を提供することにより、健康の保持増進や望ましい食習慣を育成することが目的であります。

地場産物の活用を図りながら安全・安心・安価でよりおいしい給食の提供に努めるとともに、衛生管理につきましては、適正な食材の検収や調理方法により、ウイルスによる感染症や食中毒の事故防止に一層努めます。

また、児童・生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を育成するため、新たに学校栄養教諭を配置することとし、総合的な食育の推進を図ります。

3 社会教育の充実

価値観・情報の多様化などに伴い、人々はそれぞれのライフスタイルを選択し、文化・スポーツに親しみ新たな知識や技術を習得するなど、生きがいのある希望に満ちた町づくりを進めるための学習環境の充実が重要であります。

このため、第6次豊頃町社会教育中期計画に基づき、学習機会の拡充と情報提供、指導者の養成など社会教育活動の推進に努めるとともに、報徳の教えを基本とした家庭、学校、地域の連携をめざして、認め合い躍動する社会教育を推進します。

(1) 幼児・少年教育

様々な体験をとおして、自ら考え・学ぶ能力を身に付けることを目標に、「える夢キッズクラブ」や「ジュニアリーダーコース道東」などの自然・宿泊体験事業や生活体験促進事業「通学合宿」を継続実施し、子ども達の豊かな感性や自主性を伸ばし、健全育成を図ってまいります。

(2) 成人教育

町民一人ひとりが自発的な意思により、目標を持って学習活動や文化、スポーツ、ボランティア活動を行い豊かな生活と人生の充実を目指す活動が重要であります。

町民ニーズを把握した事業内容の充実を図りながら町民大学講座やえる夢出前講座など多様な学習機会を提供し、社会の中核を担う青年・婦人・成人の学習意欲を高め、地域づくり活動等を通じた社会参加を促進するとともに、指導者の養成を図ってまいります。

また、家庭教育に関する学習情報提供や相談体制を充実し、子どもを持つ親の家庭教育への支援を推進してまいります。

(3) 高齢者教育

高齢者が健康で生きがいのある生活を送るとともに、地域活動へ積極的に参加することを目指し、豊寿大学や各地域の生涯教室の学習内容充実に努めるとともに、団体活動のリーダー育成に努めます。

(4) 芸術・文化・文化財

芸術・文化は、人々に共感をもたらし、人格形成に資するものであり、「青少年巡回小劇場」、「桐朋学園音楽キャンプ」、「公共ホール音楽活性化支援事業」など高水準の芸術文化にふれ、学ぶ機会を拡充するとともに、「文化公演支援事業」などによって、文化団体やグループが主体的に活動しその成果を発表・活用する体制整備を進めてまいります。

文化財は、地域の遺産であることから、次の世代に継承し、新たな文化の創造や地域づくりに生かしていかなければなりません。

この一環として、長節湖畔野生植物群落の野焼きを行い、原生花園の適正な保全を図り文化財の保護保存に関する理解を深め、える夢館郷土情報室や二宮報徳館の教育的活用を図り、先人が残した有形・無形の文化的遺産の保護とその効果的な活用に努めます。

(5) 図書館事業の推進

図書館は、生涯学習社会における個人の学習を支援する機能はもとより高度化する情報社会にあって、情報の収集及び発信機能の拠点施設として重要性がますます高まっており、利用者が求める情報資料の収集・整理と蔵書の充実を進めます。

また、乳幼児期から本に親しむ機会の提供として、ブックスタートを継続実施し、小中学校における読書活動支援として、図書の貸し出しや読み聞かせ等、読書活動の促進に努めてまいります。

(6) スポーツの振興

スポーツは、体力の向上や心身の健康保持増進に寄与するとともに、心豊かな人間関係を築き、私たちに多くの夢や感動を与え、活力あるまちづくりの形成に大きな役割を果たしています。

町民の皆様がそれぞれの体力や年齢、興味、目的に応じて各種スポーツに親しむことができるよう総合体育館器具等の環境を整え、体育団体や指導者との連携を強化し、スポーツを通じた健康づくりや町の活性化が図られるよう努めてまいります。

(7) 学習施設の利用促進

える夢館、図書館及び総合体育館などの施設運営においては、利用しやすく安心、安全な施設であるよう整備充実に努めます。

また、町行政改革大綱による施設使用料の減免基準等の見直しにより、4月から、える夢館及び総合体育館の町外者使用料改定を予定していますが、利用者に対するサービス向上に努め、施設の一層の利用を促進します。

なお、総合体育館は建設後27年を向かえ、一層の安全管理に努めるため一部塗装改修工事を実施しますが、今後も安全管理のための事業を計画的に実施してまいります。

以上、平成20年度教育行政執行方針を申し上げましたが、今後も本町の生涯学習体制の推進をはじめ、学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興に最善の努力を傾けてまいりますので、町議会ははじめ町民の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

●小野木議長 これまで、平成20年度町政執行方針、及び、教育行政執行方針についての説明は終わりました。

◎ 議案第16号

●小野木議長 日程第12 議案第16号豊頃町課設置条例の一部改正についてを

議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第16号豊頃町課設置条例の一部改正について、ご説明いたします。

本町の課の設置は、第4次豊頃町行政改革大綱に基づきまして、時代に即応した組織機構を確立するため、随時見直しをしてきております。

本案は、事務事業の見直しや職員の退職等によりまして、さらに組織機構の見直しを行い迅速な行政サービスと効率化を図るため、課の統廃合を行い組織機構の一部を見直しするものであります。

第1条は、課の設置規定であります。現行の住民課を廃止、地域振興課を地域住民課に改め、第2条の各課の事務文書の規定では、現行の住民課の事務文書を、改正後の地域住民課と福祉課の事務文書に、それぞれ関係する事務文書を追加するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでありますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 住民課というのは、町民の皆様にとっては、最も身近な課だと思うわけです。

これが地域振興課と一緒にすることによって、町民の皆さんに対して、意識的に遠くなったような感じがするんじゃないかと思えますけど、そのへんについてはどういうふうにお考えですか。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 本案の改正につきましては、現行の地域振興課を住民課と統廃合いたしまして、新たに地域住民課、地域住民課という課名に改めるものであります。

いま議員のおっしゃられました、住民課が非常に町民に親しみのある関わりのある窓口の業務を携わる課であるということでありまして、今回の改正におきましても、地域住民課ということで、窓口の業務は変わりませんで、さらに町民に深い関わりのある名称の課ではないかというふうにご考慮しておりますので、よろしくお願い致します。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 先ほど、同僚議員が、例えば病院のことについて質問しましたですね、こういうことは、やはり一番先に相談するのは、私は町民が最も信頼関係があるとか、そういうものがありましたら、やはり町にご相談をするのが本当だと思うんです。

ですから、当然私は、そういう話も聞いておりましたから、そういうようなことがあったんでないかなというふうに私も思っております。

そういうことが、まず住民課といいましょうか、町のほうに町民のそういう、生命に関する問題ですから、先生がすばらしいとかたくさんあるわけです。

でも、そのことによって町民の信頼が揺らぐということが、一番懸念しなければな

らないことだと思うんです。

その時に、そういう私たち町民が、相談するのは役場なんです、行政なんです。

その時に、どこかという、やはり住民課。そういうことが、きちっと分かりやすく町民の皆さんに知らしめすということは、協働のまちづくりですとか、いろんなことをあれしてはいますが、私は町民の皆さんに分かりやすくする、それが一番親切で大事なことでないかと思うんです。

今、これからでますけど、後期医療ですか、そういうことも私はほとんど、そういう対象になる人が、わからぬのでないか、これはちょっと飛んでしまったんですけど。

そういうことを、きちっと分かりやすくするというのが、こういうふうに機構を変えることも大事ですけど、ころころ変えるというのは、決して良くないなというふうに、今回も住民課とついていますけど、これについて、それ相応のきちっとした対応をしていただきたいというふうに思いますので、そのへんについてのお考えをお願い致します。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 長谷川議員のおっしゃるとおりだと思います。

課の統廃合につきましては、先ほど申し上げました、時代に即応した、職員の退職等によりまして、その都度、見直してをしていかなければならない。

そういう中で、課の名称であります、町民に分かりやすい、親しまれるような、そういう課の名称を十分検討いたしまして、今回の名称にさせていただくということではありますが、従来の町民に対する苦情の相談ですとか、そういう窓口等は、現行と変わっておりませんので、町民の方々に不安を与えないような、心配をかけないような、そういう業務に精励をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

●小野木議長 日程第13 議案第17号豊頃町行政改革推進委員会設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第17号豊頃町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案におきましても、組織機構の一部見直しによりまして、関係条例の一部を改正するものであり、第6条、庶務規定中地域振興課を、当該委員会を所管する課に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでありますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

●小野木議長 日程第14 議案第18号豊頃町有バスの運行に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中住民課長。

●田中住民課長 議案第18号、豊頃町有バスの運行に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、現在道路運送法第80条の規定により、自家用自動車有償運送の許可を受け運行してきましたが、道路運送法が平成18年10月1日に改正され、第80条の許可制から第79条の規定に基づく登録制へ移行になり、現在はこれの経過措置として、みなし自家用有償旅客運送車として平成20年9月30日まで現状のまま運行できますが、その日以降は、改正された道路運送法の適用を受け、法に基づく対応をしなければ有償運送はできません。

増大する費用と、減少する料金収入を検討したところ、有償運送より無料の運送のほうが、費用が少なくなるため、改正するものであります。

改正内容について、ご説明申し上げます。

豊頃町有バスの運行に関する条例第2条中、道路運送法第80条第1項ただし書の規定によりを削除し、第3条第1項については、運行日を改正し、第4条においては、利用者等の範囲について改め、第5条では、町有バスの使用料は無料とすることを定め、第6条から8条までにおいては、無料のため全文削除し、第9条中、規則でを規

則廃止により別に改め、同条を第6条とすることとします。

別表第1及び別表第2は、無料により旅客運賃表、定期旅客運賃表は削除することといたします。

附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

また、豊頃町有バス運行に関する条例施行規則は廃止し、経過措置として、この条例施行の際、現にこの条例による改正前の規定により、交付している乗車券について、払い戻しの請求があった時は、平成20年4月1日以降においても、なお効力を有する金額相当分について、当該払い戻しをすることが出来るものとする。

ただし、請求期間については、平成21年3月31日までとする。

以上でありますので、よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

●小野木議長 日程第15 議案第19号豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第19号、豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、急速な少子化に対応するため、育児を行う職員の仕事と家庭の両立を一層容易にするための環境整備として、地方公務員について小学校就学までの子を養育するため、育児短時間制度を設けること等を目的に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年8月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、別記に配布の議案説明書により、説明をさせていただきますので、目を通していただきたいと思います。

説明第1号により、説明をさせていただきます。

改正項目、まず育児休業関係についてであります。その主な改正内容は、再度の育児休業をすることができる特別の事情については、負傷、疾病等により子を養育す

ることができなくなった職員が育児休業の承認を取り消された後、当該負傷等から回復した場合について定め、2として、育児休業をした職員が職務に復帰した場合に当該育児休業の期間を100分の100以下の換算率で算出した期間を引き続き勤務したものとみなして、復帰後最初の昇給日等に号給の調整をすることができることを定めたものであります。

次に、育児の短時間勤務関係についてであります。これについては新たに育児のための短時間勤務を出来ることとして、その主な改正内容は、非常勤職員及び臨時的に任用されている職員等以外の職員は、小学校就学前の子を養育するために、育児短時間勤務をすることができることを、2として、育児短時間勤務終了後1年を経過する日以前に、同じ子について再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情について定めたものであり、3として、正規の勤務時間の形態と異なる勤務形態の職員のための短時間勤務について、4については、育児短時間勤務の承認、期間の延長の請求、承認取消等を定めたものであります。

次に、育児のための部分休業関係についてであります。この主な改正内容は、育児短時間勤務をしている職員等については、部分休業することができないこととして、部分休業の承認の取消事由については、育児短時間勤務の承認の取消しと同様の扱いとすることを定めたものであります。

附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行し、職務復帰後の号給調整に関する経過措置として、育児休業をした職員の号給調整を行う場合は引き続き勤務したものと育児休業の期間は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行日以後の期間に対して100分の100以下の換算率を適用し、同法施行日以前については、従前どおり2分の1とするものであります。

また、本条例を改正するのに伴い、豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部も改正するものであります。

その改正内容は、育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間について、それから育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りについて、育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員に対し、公務運営に著しい支障がある場合に日直勤務及び超過勤務を命ずることができること、次に育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員の年次有給休暇の付与日数を定める等を改正するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 非常に、この条例の改正については、極めて先進的な考え方だということ非常に趣旨については賛意を称するものであります。

しかし、このへんを確認したいんですが、本町における職員の育児休業等については、やはり限定されてくると思いますが、極めてアバウトで結構でございますが、このことについて、女子ばかりではございませんので、男子の育児ということも該当するということも含めて、そのへんについての説明を現状をお聞かせいただきたいと思っております。

●小野木議長 答弁、熊野総務課長。

●熊野総務課長 今現在、育児休業中、休暇をとっている方については1名でございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 もう1点なのですが、それは女子だけではございませんね、この条例については。

育児に対しては男子もという時代でございますから、そういうものについての考えは、いかがですか。

●小野木議長 答弁、熊野総務課長。

●熊野総務課長 大崎議員が言われるとおりでございます。

男性、女性共にです。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号

●小野木議長 日程第16 議案第20号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第20号、豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、行政組織機構を見直すことに伴いまして、職員の職名の追加等を行うこととし、また育児休業法の一部改正に伴いまして、豊頃町職員の育児休業等に関する条例に係る条文についても、一部を改正するものであります。

なお、平成17年度から実施しております、給与の独自削減を平成20年度においても継続して実施することとして附則で規定しております。

第3条は給料表の規定であります。育児休業法の関係条文の適用を受け、短時間勤務をする職員の給与月額について定め、第9条は通勤手当、第13条は時間外勤務手当、第16条は期末手当及び第16条の4は勤勉手当の関係規定をそれぞれ改めるものであります。

また、第3条の別表第3 給料表級別標準職務表中の標準的な職務に保健士長、保育士長、保育所長及び子育て支援所長を追加するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでありますが、平成20年度におきましても、引き続き町職員の給与の独自削減を行うこととし、通勤手当の減額、及び期末手当基礎額算定に掛かる役職者加算の凍結の臨時措置を、また規則で定めております管理職手当の減額につきましても、臨時措置により平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間に限り時限措置として附則を設けるものでありますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 小野木議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから、議案第20号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号

- 小野木議長 日程第17 議案第21号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村出納税務課長。

- 吉村出納税務課長 議案第21号豊頃町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

本案の改正の主旨及び改正内容につきましては、議案説明書の説明第2号によりご説明申し上げます。

はじめに、改正の主旨であります。現行の豊頃町国民健康保険税条例には徴収方法を普通徴収により徴収する旨を規定しておりますが、国は特別徴収に関する規定を整備するために国民健康保険法、同法施行令及び、同法施行規則の一部を改正する法律を平成19年10月31日に公布をしたことから、本町においても現行の国民健康保険条例に特別徴収の具体的な方法を明記するため、一部改正を行うものであります。

次に、主な改正内容であります。第9条には特別徴収できる旨を追加し、第12条から第18条までの7条を新たに追加し、特別徴収の具体的な方法を条文化いたしました。

改正内容であります。国民健康保険法では、世帯内の国民健康被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯で、世帯主が年額18万円以上の年金受給者である場合、

平成20年度から国民健康保険税を年金から差し引いて納付をする特別徴収の対象者となることを明記したため、本町ではその具体的な徴収方法について、必要な条文を追加するものであります。

具体的には、第12条では特別徴収の方法を、第13条では特別徴収義務者の指定を、第14条から第16条までは特別徴収税額の納入方法を、第17条では新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収の規定を、第18条では特別徴収することが出来なくなった場合の普通徴収への繰り入れをしております。

ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金額の2分の1を超えている場合は、現行の普通徴収の方法で課税するということになります。

なお附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行することとし、適用区分として。改正後の豊頃町国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとし、新条例第17条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

●小野木議長 8番津久井議員。

●8番津久井議員 この国民健康保険税ですけれども、今までは個人的には65歳から75歳未満の被保険者というんですか、これらの方々からは徴収してなかったのではないんですかね。

ちょっと、そのへん聞いておきたいんですが。

●小野木議長 答弁、吉村出納税務課長。

●吉村出納税務課長 いま言っているのは、国民健康保険税として、取っているか取っていないかということですよ。

それは取っております。

●小野木議長 8番津久井議員。

●8番津久井議員 今までは、そうすると個人的に葉書か何かで請求をして、窓口で払ってもらっていたというのが現状ですよ。

今回は、年金から差し引くというようなことを、ここに書いてあるんですけれども、そのようなことなんでしょうか。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 国民健康保険につきましても、私の方なんですけど、税については所管課ということで今お答えがあったんですが、これは、今回国の大幅な税、あるいは保険法の改正等によりまして、いわゆる後期高齢者も含めまして、制度が変わったわけでございます。

従来国民健康保険税、均等割という形で年配の方も掛かっていたものでございますけれども、この4月からは、特別徴収という方法によっていわゆる年金から天引きをすると、こういう方法になるということでございます。

リンクしまして、後期高齢者方も天引きされると、こういうことに変わるということでございます。

●小野木議長 8番津久井議員。

● 8 番津久井議員 それで年金から引くということですがけれども、一般的に年金の受給金額というのは、70万前後ですよ、そういう方にいたってはどのくらいの額になるのかお聞きしたいと思います。

● 小野木議長 答弁、吉村出納税務課長。

● 吉村出納税務課長 非常に答えにくい質問でありますけれども、基本的に今言っておりますのは、年金受給者の方が65から75歳未満の方で、全て年金生活者という方、そういう方が年金から引くということでもあります。

それですから、年金が年額18万円で保険料がその2分の1を超えた場合は引くことが出来ないという規定であります。

豊頃町に、税がどれだけ1戸当たり課税あるのかという部分については、国民健康保険も含めての話でございますから、非常にお答えにくい部分なのかなと。

ただ、まだ試算等は一切してりませんけれども、大多数の方がその年金の方から引けるのではないかというふうに事務担当方ではお話しをしております。

ただ、まだ正確な試算はしてございません。

● 小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

● 小野木議長 1番藤田議員。

● 1番藤田議員 今の年金のほうから引かれるということですがけれども、大変なことだと思うんですよ。

今までの年金生活だけでも大変だという状況の中で、また国民健康保険税も天引きされるとなれば、本当に貰っている方は、もっともっと生活が苦しくなるという状況なんですよ。

この中で町長は、この条例の中で所得の状況その他の事情を勘案して豊頃町が定める額を特別徴収の方法によって徴収するということであるとあるんですけども、そのまま今の規定の中でやるつもりなのか、または状況を見ながらその世帯を状況を判断しながら徴収方法または額ということも検討されるのでしょうか。

● 小野木議長 答弁、宮口町長。

● 宮口町長 今この年金から引くということは、これ制度上そういう法律ができましたので、一定の金額に定めたものは個人の意思に従って窓口で納めることは出来なくなるわけです。

これはご承知のとおりだと思います。

今、津久井議員が言われますように、非常に厳しい方等については、法的に18万以下の者については、その限りでないんですけども、法は内部でも十分検討して、町長の裁量である程度、計算が本人に有利な方法が出来るのであれば、十分検討していきたいというふうに思っております。

ただ、所得だとかそういう個人的なことについての分析は自分しておりませんので、今後4月以降に向けて、そういう考えを十分踏まえて検討したいと思います。

● 小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

● 小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

●小野木議長 午後2時15分まで休憩します。

午後02時05分 休憩

午後02時15分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 議案第22号

●小野木議長 日程第18 議案第22号豊頃町行政財産使用料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田地域振興課長。

●和田地域振興課長 議案第22号豊頃町行政財産使用料条例の一部改正について、説明申し上げます。

行政財産の土地の使用許可につきましては、本条例に基づき手続きが行われているところですが、これまで工事等にかかる行税財産である土地の貸し付けは少ない状況でしたが、本年度二宮トンネル改修工事や昨年9月の大雨による災害関連工事のため、行政財産の土地の一時使用申請が多く、かつ使用料が1,000円未満の許可件数も多いことなどから、普通財産に掛かる取扱いと同様に使用料が1,000円未満の場合は、使用料を1,000円とする等の改正を行うものであります。

改正の内容ですが、条例第1条の改正は、本条例制定に関する根拠法令の条項と文言の整理にかかる改正であります。

第2条の使用料の改正では、同条第1項において普通財産の使用にかかる豊頃町有土地使用料徴収条例に定める使用料が、年額で規定されていることから、行政財産についても、同様の扱いとするため、一月あたりの額を年額と文言を改め算出された使用料の額が、1,000円未満の場合は、当該使用料の額を1,000円とする規定を追加。

第1号において、電柱等の使用料に関する規定を削り、工事用管理地のしよについて、豊頃町豊頃町有土地使用料徴収条例の別表に規定を適用する旨を追加。

電柱等の使用料については、第2号として、追加改正するものであります。

第3号及び第4号は、第2号追加により、現行号数が順次繰り下がるものでないようについての改正はありません。

また、現行条例第3条、土地及び建物以外の行政財産の使用料に関する規定については、第2条に準じて算出する規定となっていることから同条を第5号として、第2

条に追加し、現行条例第4条使用料の日割り計算の規定を月割計算の規定とすると共に同条第3条と改め、第4条を削り以下第5条から第8条までを順次繰り上げ改正するものであります。

また別表中の使用料を月額使用料に改めるものであります。

なお附則としまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものと定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号

●小野木議長 日程第19 議案第23号こどもプラザとよころ設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中住民課長。

●田中住民課長 議案第23号こどもプラザとよころ設置条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、平成19年10月にこどもプラザとよころを開設し、茂岩保育所を移転運営しておりますが、平成20年4月より子育て支援センターを核として、ことばの教室や学童保育を実施するにあたり、こどもプラザとよころ設置条例を次のとおり制定するものであります。

第1条として設置条例を定め、第2条として名称及び位置を定め、第3条として事業用施設を定め、第4条として職員を定め、第5条として委任を定めるものであります。

附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 第4条のこどもプラザとよころに次に掲げる職員を置くというこ

とで、館長が置かれるようになっていますが、今年度のこれから行われる機構改革では、福祉課長が兼務するような状況になっておりますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 いま大谷議員がおっしゃられました、福祉課長が館長を兼務する形で考えております。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 そういうことであれば、非常に今まであった季節保育所その他が統合されて重要な施設になってきているというふうに思っております。

そういった意味では、別の館長を設けてもいいのではないかというふうに考えますが、今後においては、そのへんの考え方は流動的に持っていられるのか、それとも、こういう形を継続されていくのかということをお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 ええ、今、現在の段階では福祉課長を館長として兼務していただきまして、その下に現場でありますけど、保育所長それから子育て支援所長の2名体制で、この「こどもプラザとよころ」の運営をしていきたいと。

今後におきましても、当分このような形で運営をしていきたいというふうにこう考えております。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 第3条の件で、極めて愚問かもしれませんが。

こどもプラザ内に次に掲げる施設を置くところの1～4までありますが、豊頃町立茂岩保育所、豊頃町学童保育所、立というこの言葉表現というのは他に使っていませんが、何か意味あるんですか。

あるいは理由があるんですか。

であれば、無ければそのへんの使い方というのは、やはり統一すべきではないかな、こう考えましたがいかがですか。

●小野木議長 暫時休憩します。

午後02時25分 休憩

午後02時28分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、豊頃町立茂岩保育所につきましては、補助事業等につきましては、この名称を使って今申請しております。

今後、大崎議員が言われるとおり、全て整合性をもてるように字句の訂正を十分考えていきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから、議案第23号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号

- 小野木議長 日程第20 議案第24号豊頃町学童保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

友重教育課長。

- 友重教育課長 議案第24号、豊頃町学童保育所条例の一部改正について、ご説明をいたします。

現在、える夢館で、える夢児童クラブとして開設している豊頃町学童保育所の設置位置の変更と、平成20年度本年4月以降、学童保育所入所時の数、申込期限でありました、この1月31日現在で、定員と同数である19名となりました。

その申込期限以降も数件の入所の問い合わせがあるため、将来的な入所者数を勘案して合わせて、定員を増員するものでございます。

改正の内容につきましては、第4条これは名称及び定員の表中、位置につきまして、豊頃町茂岩本町166番地豊頃町える夢館内を、豊頃町茂岩栄町4番地こどもプラザとよころ内へ、定員19名を30名に改めるものであります。

また、第2条及び第6条第1項中、児童福祉法の一部改正によりまして、同法の条項が変更になったため、本条例の該当条項を記載のとおり合わせて改めるものであります。

なお附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 小野木議長 7番長谷川議員。

- 7番長谷川議員 役場の機構からいきますと、福祉課に入るようになっているんです。

学童保育ですから、私も教育委員会と関係あるんでないかなと思っております。

今の説明は教育委員会からですから、これのどういうふうになっているのか、きちっとこれが完全に学童保育というのは、福祉課に入っていますから、今度新しい。

そのへんの整合性といいますか、きちっとしたことをまずお伺いいたします。

- 小野木議長 答弁、友重教育課長。

- 友重教育課長 今現在、学童保育所、先ほどお話し申し上げたとおり、える夢児童

クラブということで、える夢館の中で開設をしてございます。

それで、学童保育所の事務も教育委員会の事務文書の中で実施しております。

先ほど、議案第23号で改正のあったとおり、この4月以降は、こどもプラザとよころの中で、所管を替えて4月以降実施していくということで、今回の改正の説明、いま現在担当している教育委員会の方で説明させていただいたものでございます。

以上でございます。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 学童保育ですから、当然、豊頃小学校の子供さんが対象になるわけです。

大津小学校は対象になっていませんから。

ですから、この子供さん方が、まず学童保育にくる、保育所にくる、交通手段といまいしょうか、徒歩で行くのかどうか、そのへんについてまずお伺いいたします。

それから、福祉課と教育委員会との当然機構が違いますから、教育委員会という機構と、それから町の福祉課、子育て支援なんとかという機構が違いますから、これがもし子供、例えば30人と言いますとどのような体制で学童の保育の先生といまいしょうか、その体制がどれだけ、先生が一人ということは絶対ないと思えますし、それが、例えば建物がプラザなんとかという、保育所の先生も学童の先生もごっちゃになるようなことは、絶対ないのか、例えば学童は、あくまでも学童保育できちっと独立したものでなされていくのか、そのへんもきちっとして説明をお願いします。

責任の取り方といまいしょうか、もし何かがありましたら、例えば業者が責任取るのか、教育委員会が責任とるのか、というのですね、そういうことにはならないことが一番いいわけですがけれども、子供ですから何かあるかわかりません。

ですから、通学といまいしょうか、その学童保育、プラザまで行く足といまいますか、そのへんも、きちっと確認しておきたいなというふうに。

そのへんも含めてお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきます。

また、細部にわたっては、それぞれの担当者、精通されている者から答弁させます。

今、学童保育は便宜上、教育委員会の中に入って、教育委員会の管理の元に学童保育をしております。

ただ、学童保育というのは、あくまでも任意的なもので、その町村に有るとこ無いところもありますし、あくまでも児童がお父さん、お母さんの帰宅まで、一時的に、暫時預かるような形が学童保育でありまして、教育の方は、これは文部省に基づいてやっておりますから、根本的には本来は学童保育と教育との方は、関係は無いですがけれども、一応切り離して考えなきゃならない。

今、福祉のほうに持っていったというのは、全体的に児童福祉ということで考えると、どうしても福祉の範ちゅうに入る。

ご存知のとおり、旧茂岩小学校の空き施設を児童の福祉の向上のためということで、保育所、ことばの教室、学童保育をまとめております。

最近働くお母さんが多いので、子供達を一時的に学校の授業を終えてから預かっているような形で、そこでは別に専門的な教育とか、そういったものもしていない。

あくまでも、その日の自分の宿題なり、好きな絵本を読んだりする、一時的に時間

を費やして、安全に管理をしているのが学童保育であります。

もちろん事故が、そこで事故が発生した場合、事故の内容ですけれども町長が責任者になろうかというふうに思っております。

特に学童保育、ことばの教室、それから保育という、一つの施設の中で関連すれば兄弟もいらっしゃるし、いろんな形でそういった福祉の行政がしやすいということで、一同に会したような形でございます。

従いまして、今後は教育委員会の方とは、ご縁がなくなるような形になる。

ただ学童保育の児童は皆学校へ行っておりますので、なにかあった場合については学校に連絡を取ったり、教育委員会に通報したり、子供の教育に関連するというか、そういったこと等については、やはり連携を取りながら、人様のお子さんですから、大切に預かっていきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 答弁、友重教育課長。

●友重教育課長 学童保育所に通う足と申しますか交通手段のことにつきまして、今現在スクールバスの下校便を利用した形で、える夢館の方に来ていただいております。

新年度4月以降も、そのような形でバスを利用した形になろうかと思っております。

後もう1点、大津は該当にしていらないんでないかというお話でしたんですけど、当然、町内一円全部の小学校から大津小学校も該当した中で、学童保育所開設しております。

ただ、今まで該当される申し込みされている方がいなかったということです。

ただ、帰りはですね、父母の方に学童保育所の場所まで、迎えに来ていただくという体制をとっていただいております。

●小野木議長 答弁、田中住民課長。

●田中住民課長 先ほどのご質問の中でどういう体制の中で、学童保育が行われるのかということも含めてですね、先ほど議案第20号のところで、説明があったように、今度は保育所長及び子育て支援所長という形をとりますので、保育所長というのは、茂岩保育所及び大津保育所の頭にあるという考え方をさせていただきたいと思っております。

それから子育て支援所長というのは、学童保育及びことばの教室、子育て支援センターその頭になるという形です。

そして、学童保育及びことばの教室には、専任の先生を置きまして、さらにその下に補助指導員というものを付ける予定をしております。

その場合に、非常に人数が今、友重課長が申しあげましたように、19から30になったということで、ただ30人という数字の目途は、保育所の4歳・5歳についても、30人で先生が1人という国の規定があります。

ただ、それがあから、30人だから先生が1人だという考え方は、私どもしてませんし、それで補助的な役目がらを作って、4月から運営をしていくという形になります。

さらには、そこで一時保育という言葉が出ておりませんが、一時保育も私共は4月からやることになっておりますので、その場合には人数が増えた場合には、下におられる茂岩保育所の保育士なり、そういう方が、随時上がってやれる体制、さらには、下から上へ、上から下への応援という協力体制の元にこどもプラザ館が運営し

ていくというような考え方でおります。

以上です。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 学童保育の建物というのは、ほとんど学校の近くにあるんです、でないかと思うんです。

なぜかという、やはり交通事故ということ、やはり絶対頭に置いているんでないか、ですから距離的にこれだけ離れているということは、僕はほとんどないんでないかと思います。

それをスクールバスで対応していただけると、すばらしいことだと思います。

ただ、それが全学年までのびるのか。

やっぱり、やっていただくんでしたらそこまでやっていただきたい。

安全を確保する上でですね。

先ほど課長が、学童保育は大津も含まれていないというこれは私のとらえ方が間違っていましたけど、利用でいないものは、大津の地域の人にしてみれば、あつてないようなものなんです。

それを、面と向かって、大津の人方にも対応できるんだというような、こういう思いといいますか、これはやはり行政の中で、あつては困るんじゃないかと思います。

大津の人が、学童保育利用出来ますか。現実的に。出来ませんよ。

それは決して、大津のそういう学童保育の権利のあるお母さん方、お父さん方は、声だしてないはずですよ。

これはやっぱり、地理的に無理だな、そういうことを考えていってないです。

あつてそれが利用できれば、こんなすばらしいことはないんです。

地元のお母さん、お父さんにしても。ただそれは、やはり現実的に出来ない距離的な問題もあるから出来ないということで、それを使えるんだというふうに拡大解釈、その通りかもしれませんけど、やっぱり使えないものは使えないんだというような思いをしていただきたいというふうに思っております。

それでですね、とりあえず交通事故というのが一番大変なことです、まず気を付けてもらいたい。

そして、拡大解釈して、保育所の子供達がそういう交通手段を使えないんでしょうか。これについてはいろいろ問題もあるでしょうし、そのいろんな制約があるかもしれませんけど、努力して使うという方向にもっていけないものかその点もお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、保育所の子供達のスクールバスの利用についてですけれども、ただ、一番問題になるのが、安全の確保ですからお母さんが乗るか、保母が乗るか、さらに小さい子供になるとシートベルトの問題が発生して、交通安全関係の法令をクリアするのに、大変難儀をする状況です。

今、自分の子供は自分の車で、送迎をしていただくのがある程度定着してきているものですから、そのへんはあくまでも、子供達の家庭に依存しているような形で、仮に今スクールバスに乗せるとなると、全般的な見直し、時間の体制で非常に時間も掛かりますし、そういった先ほど言った法律もクリアするということになれば、相当厳しい問題がありますので、現在のところはそのまま実行したいと考えます。

よろしくお願ひいたします。

- 小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なし)

- 小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第25号

- 小野木議長 日程第21 議案第25号豊頃町乳幼児医療費給付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺福祉課長。

- 渡辺福祉課長 議案第25号豊頃町乳幼児医療費給付条例の一部改正について、ご説明いたします。

この度の改正は、本町における少子化対策の一環として、乳幼児医療費給付の充実を図るため、本年4月から医療保険制度改革に合わせ、また、北海道の乳幼児医療給付事業の改正も踏まえ当該条例の改正を行うものであります。

この度の改正の主な内容としては、道の乳幼児医療給付事業の改正に伴う、小学生の入院に掛かる自己負担を現行3割から1割に負担軽減するとともに、豊頃町独自の負担軽減措置として、外来通院に掛かる個人負担を現行3割から2割に軽減する改正であります。

合わせて国の制度改正に伴う文言の整備を行うものであります。

従いまして、小学生を対象とするため、条例の表題をはじめ、各条文中の乳幼児を乳幼児等に改め、第2条の対象年齢も満6歳から満12歳に改め、同条第5項中の健康保険法第88条第4項を高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に改め、第4条第1項にただし書きを加え、入院及び指定訪問看護以外の給付は2分の1とする改正であります。

附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであり、年齢に関する経過措置として、この条例の施行の日から平成20年7月31日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条第1項中満12歳とあるのは満6歳とするものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 この条例の中で、乳幼児を乳幼児等という用語の定義ですね、これは12歳をもっていわゆる乳幼児等という考え方で、6歳までは乳幼児だという考え方なんでしょうか。

それとも、乳幼児等ということになると、中学生15歳ですね、15歳くらいまでは対応できないのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 従来の乳幼児につきましては、提言としては言葉の使い方としては、0歳～5歳いわゆる就学前という考え方であります。

6歳～12歳小学校を対象とするために、通常であれば児童という言葉が学校教育法では使うわけでありますけれども、それらが合間って乳幼児等というふうにしたわけでございます。

中学生につきましては、学校教育法では生徒というふうに言っておりますけれども、本町としては、中学生は対象としていないという考え方でございます。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 条例改正は、外来の小学校のいわゆる自己負担3割から2割に削減するというご事情でございますから、これは入院等については、考えておられないんですか。入院等については。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 改正の中にも含まれて、先ほども説明させていただきましたが、小学生の入院につきましては、道の方の改正で、北海道がいわゆる従来3割負担だったのを1割負担にするということになって合わせて改正するというご事情でございます。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第26号

●小野木議長 日程第22 議案第26号豊頃町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 議案第26号豊頃町後期高齢者医療に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本年4月1日からスタートする後期高齢者医療について、本町として必要な条例を新たに制定するものであり、この条例の制定にあたっては、北海道後期高齢者医療広域連合条例の定めるところにより定めるものであります。

第1章は、本町が行う事務についての規定であり葬祭費の支給、保険料の納入通知、徴収猶予、減免に関する手続きなどの規定であります。

第2章は、保険料の徴収対象者、納期保険料の督促などの規定であります。

第3章は、罰則規定であります。

附則として、第1条この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

第2条は、平成20年度において、被保険者の被扶養者であった被保険者から普通徴収する保険料の納期は第5期から第7期までとする規定であり、第2項として、附則前項の納期に納入が困難な非保険者の納期については、10月1日以後の町長が定める時期とする規定であります。

第3条は、第6条第1項に規定する延滞金、年7.3%の割合を当分のあいだ公定歩合プラス年4%とする規定であります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 これは国の法律で定められたと言いましょうか、決まったことが町村に下がってきたと言いましょうか。

内容のことというよりも、私は本町の取り組み方として、これに該当する人、該当する町民の方は何人ぐらいいるんでしょうか。

まずその点からお聞かせ願います。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 本町75歳以上の高齢者であります670名程度でございます。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 私もぱっとしない、こういうことを見せられても内容まできちっと把握できないわけですよ。

ですから、私は多くの町民の皆さんが、この法律がどういうものなのかなと不安を持っているとおもうんですよ。

ですから、私は町の取り組み、去年、障害者自立支援法という法律が制定されましたね、その時も人数的には少ないんですけど、その当事者の親御さんというのは今入っている施設からでなきゃいけないんでないかと、ものすごい不安にかられて、その法律の解釈というものが出来ないといいますが、よく分からない。

こういう文章を読まされたり、そういう施設から貰ってきたあれでは理解できないんですよ。

ですから私が担当の人をお願いして説明してもらったという経緯もありますから、そうするとものすごく安心するわけです。

この法律も今回多くの町民の皆さんは、ほとんど1発で理解できないと思います。

町サイドでこの該当者だけでもいいです、分かりやすく、こういうことですよと事

例を付けてしてやるということもすごく大切なことでないかと思うんです。

やっぱりやさしい行政と言いますか、これも協働の作業の一つに入るんでないかなというふうに思うわけですけど、この点についてどうでしょう。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 そのとおりだというふうに考えております。

従いまして、すでに北海道におきましても、支庁で説明会を開催したり、あるいは町においても、すでに昨年からの制度が始まりますよという、広報で周知をさせていただいておりますが、それ1回で分かるかと言えばなかなか難しい点がございませぬ。

従いまして、この3月18日に、える夢館で説明会を開催をする予定をしておりますが、これについては、国の制度なものですから、いかんともしがたいところがございまして、今後、出前講座等を利用いたしまして、要望があればこちらから出向いて説明に上がるような体制も考えております。

よろしく願いいたします。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

●小野木議長 8番津久井議員。

●8番津久井議員 この後期高齢者制度に年寄りの方々が移行するわけですけれども、これに対する行政としてのメリット、また個々の被保険者としてのメリットはどういうものがあるんでしょうか。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 まず、行政としてのメリットと申し上げますと、従来老人保健制度でございました。

これにつきましては、町が保険者で運営をしております、医療費が高額になるとき、それから少ない時とかなり差がございまして、特に本町のように高齢者が多い町は、老人医療費拠出金が非常に多くなるとこういう状況でありまして、国としても、この各市町村の75歳以上の医療費に対する平準化といいたしめようか、小さい町では非常に掛かる時と掛からない時の差が大きいというようなことも含めまして、平準化ということがまずありますので、それは今北海道が一つになって広域連合でやるためにそれは十分メリットと言えるのではないかなと思います。

被保険者の方のメリットなんですけれども、これは受ける側というのはほとんど変わらないかなというふうに思います。

制度が変わって、ただ、保険料を新たに負担しなければならない保険者が、いわゆる国保以外の方、社会保険あるいは共済組合で75歳以上の方は、現在払っておりませんので、そういう方に新たに保険料が発生するというようなデメリットがあろうかというふうに思います。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

●小野木議長 8番津久井議員。

●8番津久井議員 これは平準化事業だそうなんですけれども、これは町村によって掛け金は異なるんでしょうか。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 もちろん、今までの医療費に掛かる実績等によりまして、道内でもいわゆる若い人からの支援金ということで、老健法は拠出金という言い方で国保会計

から繰り出ししていたわけですが、今度は支援金ということで広域連合に支払うような形になります。

広域連合における後期高齢者医療費は、この支援金で運営されることになります。

●小野木議長 暫時休憩します。

午後02時55分 休憩

午後02時57分 再開

●小野木議長 再開します。

●渡辺福祉課長 基本的には、北海道の医療費の計算のうえ、北海道平均としては、一人当たり8万6,286円という金額をはじきまして、それを逆算しまして、均等割というのと所得割というのを50%づつ算定をしまして、保険料をはじくような形になっておりますが、更別ですとか、陸別町、その他道内の数カ所町村については、医療費が安いということで、これらの保険料については、5年ほどいわゆる支援金が安くなっているという状況でございます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私からも答弁させていただきますけれども、一つ先ほど第1点は、長谷川議員の言われました、後期高齢者医療制度の説明ですけれども、過日新聞でも広尾町では各地域に出向いて、その関係者を呼んで説明している。

特に後期高齢者の方々は非常に心配をしております。

いくら掛かるのか、どうなのか、出来れば今言った出前講座という話もありますけれども、早急に出向くぐらいの気持ちで、担当者に説明していきたいというふうに思っているし、それから、さらにいくら位掛かるのかだいたい事務担当者で分かりますので、それも積極的に多少個人差はありますけれども、平均どのくらいということで、もうちょっと、職員が出向いて積極的にやりたいというふうに考えています。

よろしく願いいたします。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号

●小野木議長 日程第23 議案第27号豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭

等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 議案第27号豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

この度の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正及び北海道の助成内容に合わせ外来の給付対象を精神保健福祉手帳1級保持者にも拡大する改正、それに伴う文言の整理を行うための条例改正であります。

第2条の改正は、定義の改正であり、同条第1号は、精神手帳と区別するために、身障手帳に改正するものであり、同条第2号は、精神障害者を対象者に追加するための規定、第3号は精神障害者1級のものが対象となる規定、次に、同条第3項から第5項までの改正は、根拠法令が老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律になることに伴う改正、第3条の改正は、精神障害者の入院医療を助成の対象から外す規定、同条第3号は、根拠法令が老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律になることに伴う改正であります。

附則として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでありますが、改正後の第2条第1項第3号の精神保健手帳の交付は、本年8月1日からの施行となります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

●小野木議長 午後3時15分まで休憩します。

午後03時02分 休憩

午後03時15分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 議案第28号

●小野木議長 日程第24 議案第28号豊頃町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 議案第28号豊頃町介護保険条例の一部改正について、ご説明いたします。

この度の改正は、介護保険法の改正及び介護保険料の激変緩和措置の実施に伴い条例の一部を改正するものであります。

第11条第1号中の改正は、介護保険運営協議会の所掌事務の規定であり、老人保健制度の廃止による条文の改正であります。

附則第1条として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

附則第2条として、平成18年度から実施した、介護保険料の激変緩和措置を平成20年度も引き続き適用させるための改正であります。

なお、激変緩和措置は、平成18年度の介護保険法の改正により、老年者控除の廃止、非課税措置の廃止により保険料が急激に上がる人のための軽減措置であります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第29号

●小野木議長 日程第25 議案第29号豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田地域振興課長。

●和田地域振興課長 議案第29号豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、説明いたします。

豊頃町では、平成17年から平成21年までの5カ年計画として、豊頃町過疎地域自立促進市町村計画を定め、過疎債の財政措置を受けておりますが、平成20年度から23年度に施行を予定する豊頃11号線冬雪害防止工事において、過疎債の充当を予定することから、同計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6

項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

変更する内容につきましては、議案にお示ししているとおりでございますが、3交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進(3)の計画の項目中、2交通通信体系の整備、(!)市町村道道路の事業内容に、豊頃11号線幅員5.0m、改良1,000m、舗装1,000m及び事業主体に町をそれぞれ追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第1号

●小野木議長 日程第26 同意案第1号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

同意案第1号について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第1号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、来る4月20日で任期満了となる川村重幸氏を再び選任いたしたく地方税法423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

- 小野木議長 これから、同意案第1号を採決します。
お諮りします。
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。
(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、同意案第1号は、同意することに決定しました。

◎ 陳情の委員会付託

- 小野木議長 日程第27 陳情の委員会付託を行います。
- 小野木議長 本日までに受理した陳情は、お手元に配布しました、陳情文書表のとおりです。
陳情文書表を職員に朗読させます。
佐藤事務局長。
- 佐藤事務局長 陳情文書表、受理番号2、受理年月日、平成20年2月21日。
件名 地域医療の確保に関する意見書の提出を求める陳情について。
請願者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地 連合北海道 連合会 会長岡崎清。
付託委員会、産業厚生常任委員会。
以上です。
- 小野木議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会議決

- 小野木議長 日程第28 休会の議決の件を議題とします。
お諮りします。
議案等精査のため、3月6日から同月9日までの4日間、休会としたいと思います。
ご異議ありませんか。
(異議なし)
- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、3月6日から同月9日までの4日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
本日は、これで散会します。

午後03時23分 散会

上記会議の次第は、議会事務局長 佐藤 潤 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員